

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

報告書番号	34	事業概要	となみ政経懇話会会費 4月から6月分																			
01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>経費の内容</th> <th>金額(円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>となみ政経懇話会会費</td> <td>24,000</td> <td>8,000 × 3ヶ月分 24,000 円 /</td> </tr> <tr> <td>4月から6月分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>《合計》</td> <td>24,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					経費の内容	金額(円)	備考	となみ政経懇話会会費	24,000	8,000 × 3ヶ月分 24,000 円 /	4月から6月分									《合計》	24,000	
経費の内容	金額(円)	備考																				
となみ政経懇話会会費	24,000	8,000 × 3ヶ月分 24,000 円 /																				
4月から6月分																						
《合計》	24,000																					

4/25

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0023488	04-04-25	
銀行番号	預金種別	科目	口座番号
0144	普通	トナミセイケイコンワカ	217
時刻	ご利用の残高 (前残高を含む)	お取引金額	
16:10	¥220円	¥24,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥220
000154

北陸銀行
砺波支店
普通 5135000
トナミセイケイコンワカ 様

リノオカ テイロウ 様

電話番号 0766-61-2081

※ATM振込の場合は、お振込の回数に限りなくご利用いただけます。

收受 令和 4 年 5 月 9 日
 決裁 令和 4 年 5 月 10 日
 処理 令和 4 年 5 月 10 日

富山県議会
議員

筱岡 貞郎 様

請 求 書

となみ政経懇話会



事務局長 有沢 和雄
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話 (0763) 32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 令和 4年4月 至 令和 4年6月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先	富山県信用組合	北陸銀行	富山第一銀行	砺波信用金庫
支店名	砺波支店	砺波支店	砺波支店	砺波支店
口座種別	普通	普通	普通	普通
口座番号	0386698	5135000	213526	0000290
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

令和4年 5月 末日までお振込をお願いいたします。
なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

経費番号	05	経費種別	新聞購読料
経費項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容			
経費の内容	金額(円)	備考	
北日本新聞 購読料	3,380	4月分	/
日本経済新聞 購読料	4,000	"	/
日本農業新聞 購読料	2,623	"	/
読売新聞 購読料	3,400	"	/
富山新聞 購読料	3,380	"	/
「しんぶん赤旗」日曜版	930	"	/
北陸中日新聞	3,300	"	/
聖教新聞 購読料	3,374	"	/
月刊北國アクタス	8,700	2022.5月号~2023.4月号	
《合計》	33,087		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-04-25 新聞購読料 *7,380円

04-04-25 農業新聞 *2,623円

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902



読売新聞オンラインの登録はこちらから
◇左記の通り領収しました

4年 4月分

銘 柄 部数 金額

1 読売新聞 1 3,400

2

3

合計 3,400円 領収日 年 月 日

取受 令和 4 年 5 月 9 日
 決裁 令和 4 年 5 月 10 日
 処理 令和 4 年 5 月 10 日

取扱紙 読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

お名前 筱岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

領 収 証

藤岡貞郎 様

¥ 3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年 4月分 購読料(消費税込)
 上記の金額正に受領しました
 年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所
 山田 和夫
 〒932-0123 小矢部市高木147
 TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます



筱岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領 収 書

930円

2022年 4月分

上記の金額たしかにいたしました。
 ありがとうございます。
 高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 呉西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

新聞購読料 領 収 証

筱岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2022年 4月分 領収日 月 日
 領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)

販売店 山内 信人
 住 所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422



お申込No. 16015-17697(378)-6

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 彼岡 貞郎

経費番号	36	経費概要	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
注記 事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備	算	注
	携帯電話料 3月利用分	/ 2,704	①	5,408円 × 0.5 = 2,704円	/
	ネット使用料 4月利用分	/ 4,477	②	8,954円 × 0.5 = 4,477円	/
	自動車リース料 4月分	/ 35,424	③	70,848円 × 0.5 = 35,424円	/
	《合計》	/ 42,605			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
04-04-25 口座振替 *6,794SMFS(KDDIリョウキ)					
04-04-27 口座振替 *8,954HLC(トナミイ化イリョウキ)					
04-04-25 口座振替 *70,848NTT(NCS)					

4/2
4/2
4/2

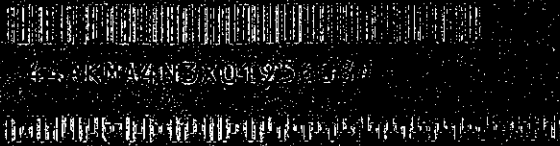
収受 令和 4 年 5 月 9 日
 決裁 令和 4 年 5 月 10 日
 処理 令和 4 年 5 月 10 日

料金後納郵便

親展 重要

032-0102
〒100-0001 東京都千代田区千代田

篠岡 貞郎 様



口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金は
「口座振替日」の前日までにお願いたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2022年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 4月25日

(差出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

① 両面の▽部分からていねいにはがし、中をご覧ください。
② 雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

(2022年 4月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,794円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の
地域差のため、N.T.T.東・西日本に支払われるものです。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 4月ご請求分 (3月利用分)

ご請求先氏名

篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を 4月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新橋
税務署承認済

KDDI株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,794円
うち消費税等 TAX	511円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

料金内訳書

<凡例>税込または免税料金等: [＊]、旧税率計算対象料金: [#] 発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 4月 5日 KDDI株式会社

ご請求コード	0348103248	合計	6,794円	ご利用年月	2022年 3月
ご利用項目	金額(円)	内訳(円)			
●au電話料金		●合計	5,408円		
ご利用番号	5,408	お客様コード			
< 3月ご利用内訳 >	5,408	ご利用月数は2022年 4月で26年 9ヶ月目です。			
▼プラン利用料	4,480	データ利用量は0GB~1GBです。			
auピタットプラン (カケホ/V)					
auピタットプラン (データ/V)					
2年契約					
LTE NET					
▼オプション使用料	300				
電話きほんパック					
▼通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	135				
通話料					
SMS (Cメール) 送信料					
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額					
▼ユニバーサルサービス料	2				
▼消費税等 (10%)	491				
●auかんたん決済利用料		●合計			
ご利用番号					
▼auかんたん決済利用料					
auスマートパスプレミアム/税込					
auサービス情報料/税込					
●紙請求書発行等手数料		●合計			
▼紙請求書発行手数料					
▼消費税等 (10%)					

5,408円 ①

10%消費税の課税対象額 4,917円

54AKMA4N3X01900888#

お客様控えとなります。

自動車リース契約書

賃借人使用欄(検印)

契約番号 XXXXXXXXXX
2017年8月30日

賃借人(甲)

住所 小笠原市水島902

氏名 岡貞郎

賃借人(乙)

東京都千代田区外神田四丁目14番1号

日本カーソリューションズ株式会社
代表取締役社長 野上 誠

連帯保証人

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

上記賃借人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)とは、別添の「リースDeマイカー契約の内容について(重要事項説明書)」及び「お客さまの個人情報の取扱いについて」を確認し、同意のうえ次の通り自動車リース契約を締結します。なお、契約の区別においてファイナンスリース契約の場合は基本約定期が、又簡易メンテナンスリース契約の場合は基本約定期の他簡易メンテナンス約定期が適用されます。本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各1通を保有します。

基本約定期

(リース)

第1条 乙は、後記「契約主要事項一覧表」(以下「表」という。)(2)記載のリース自動車(以下「自動車」という。)を本契約に定める条件で甲にリース(賃貸)し、甲はこれを賃借します。

(リース期間)

第2条 リース期間は、表(4)記載の通りとし、その開始日は、自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書若しくはそれらに準ずる官公庁発行の書面(以下「自動車検査証等」という。))上の使用者を甲とし、自動車検査証等上の所有者を乙として自動車を登録された日からとし、
2. 甲は、本契約締結後、リース期間が満了するまで本契約を解除できません。

(リース料)

第3条 表(6)記載のリース料(以下「リース料」という。))は、月単位で計算し、表(9)記載の公租公課、諸費用及び保険料を含みます。
2. 甲は、リース期間中において、事由の如何を問わず自動車を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。
3. 甲が乙に対するリース料の支払方法を表(7)記載の通りとし、(再リース又は買い取り)

第4条 基本約定期第2条に定めるリース期間満了の3ヶ月前までに甲が乙に対し書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾し、リース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務不履行がない場合は、甲乙間で自動車にかかわる再リース契約又は売買契約を締結できるものとします。
①甲が再リース契約を希望するときは、再リース契約の条件等が記載された乙所定の再リース申込書にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、甲乙間で自動車再リース契約を締結できるものとします。
②甲が自動車の買い取りを希望するときは、乙所定の書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合、基本約定期第20条の規定に基づき甲乙間で自動車の売買契約を締結できるものとします。但し、自動車の買い取りは、表(8)記載の設定残存価格の清算方式(以下「清算方式」という。))がオープンエンド方式の場合に限るものとします。

(前払リース料)

第5条 甲は、本契約に基づく甲の債務履行を担保するために、乙に対し、本契約締結と同時に表(5)記載の前払リース料(以下「前払リース料」という。))を現金で支払います。
2. 前払リース料は、最終リース料から逆順で順次各リース料の各支払期日到来したときに、当然にそのリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税(以下併せて「消費税等」という。))額に充当されます。なお、前払リース料には利息を付さないものとします。
3. 甲が基本約定期第14条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、前項にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要せず、前払リース料をもって甲に対する全ての債権の全部又は一部に充当することができ、
4. 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができます。

(自動車の引き渡し)

第6条 乙の甲に対する自動車の納入場所を表(3)記載の自動車の使用の本拠地・保管場所(以下「保管場所」という。))とし、自動車は表(2)記載の売主(以下「売主」という。))から直接甲に引き渡します。
2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちにこれを検査し、自動車の規格、仕様、品質、性能その他本契約との不適合(以下「瑕疵」という。))の有無を確認します。この検査の結果、自動車の瑕疵がなく本契約に適合していることを甲が確認したとき、乙から甲に対する自動車の引き渡しは完了します。但し、乙が甲に要求したときは、甲は、自動車の瑕疵がなく本契約に適合していることを確認のうえ、直ちに自動車

の借受証に署名捺印してこれを乙に交付します。
3. 甲は、前項に定める検査の結果、自動車の瑕疵の存することを発見した場合、乙に対し直ちにその旨書面による通知をなし、直接売主との間でこれを解決するものとします。

4. 乙は、甲に対し、自動車の登録後直ちに納車確認書(以下「納車確認書」という。))を送付します。但し、第6条第2項但書により、乙が甲に対し、自動車の借受証の交付を要求し、乙が甲より借受証を受領したときは除きます。

5. 甲は、前項の納車確認書を受領した時点で、自動車の納入を受けていない場合、又は、納入された自動車に瑕疵がある場合は、納車確認書の受領後14日以内に、乙に対し、書面にてその旨を通知するものとします。

6. 甲が不当に自動車の引き渡しを受けることを遅らせたとき又は拒んだときは、甲は、基本約定期第15条第2号の規定に基づき、直ちに本契約を解除されても異議を述べません。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求について売主との間で解決します。(自動車の瑕疵等)

第7条 乙は、自動車の売主と締結した自動車の売買契約において、自動車に瑕疵があった場合、及び売主の利益の供与及び債務の履行について、その一切の責任を売主が負うことを約定していることから、乙はそれらについて一切責任を負わないものとし、売主がその責任を負うものとします。

2. 天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の改廃、登録の遅延、売主の都合及び乙の故意又は重大な過失が認められない事由によって、自動車の全部若しくは一部の引き渡しが遅延し、又は不能になったとき、その他自動車の選択又は決定に際して甲に錯誤があった場合、乙は、一切の責任を負いません。

3. 前二項の場合、甲は売主に対し直接請求を行い、売主との間で解決するものとし、乙は、乙が必要と認める範囲内において、甲の売主に對する権利行使に協力します。

4. 前項の権利行使のために、乙の売主に対する請求権の譲渡を受ける必要が生じたときは、甲は、書面により乙に請求します。この場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡にかかる諸権利の存否を担保しません。

5. 甲は、前二項の場合においても、リース料の支払いその他本契約に基づく債務の支払いを免れることができません。

6. 第2条第2項にかかわらず、自動車に重大な瑕疵がある場合において、第3条の定めに基づき、甲が売主に対し直接瑕疵の修補請求を行ったにもかかわらず、売主がこれを履行しないときは、甲は、本契約を解除できるものとします。この場合、甲は、乙に対し、支払済みのリース料の返還請求及び本契約の解除に伴う損害金等を一切請求できないものとし、乙は、甲に対し、本契約の解除に伴う損害金を請求しないものとします。但し、当該瑕疵が、甲の責めに帰すべき事由による場合、甲は、本契約を解除できないものとします。

7. 前項に定める契約の解除は、自動車の引き渡しの時から1年以内に限り、できるものとします。

(自動車の管理)

第8条 甲は、検査完了後、自動車について道路運送法その他関係法令及び監督官公庁の規制指示並びに自動車製造会社等の定める取扱説明書を遵守し、自動車を善良なる管理者の注意をもって常に充分な機能を果たし得る状態に維持管理し、かつ、保管場所に保管し、正常に運転し又は使用します。

2. 甲は、自動車の維持管理に必要な道路運送法その他関係法令に基づき定期点検整備、部品・付属品の取替え、補修、修理その他一切の行為をなすとともに、そのための費用を負担します。

3. 甲において、住所変更、自動車の保管場所の変更その他自動車検査証等の記載事項に変更が生じたときは、甲は道路運送法その他関係法

令に基づき甲の責任と負担でその変更手続きを行うものとします。
4. 乙は、甲が自動車の修理又は点検整備をなす場合の代車の提供及び休業補償について何等その責に任じないものとします。

5. 甲は、乙又はその代理人から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入り、若しくは説明、資料の提供等の申入れがあったとき、又は乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、直ちにこれに応じるものとします。

(第三者に対する損害賠償)

第9条 自動車自体により又はその保管若しくは使用に際し、他人に人的・物的損害が生じたときは、甲は、その損害発生が自己の責に帰すべき事由によるものと否とにかかわらず、法令その他に定める手続きに従い、自らその事件解決をはかるとともに、このため乙又は自己において支出した損害賠償金及び弁護士手数料を含む一切の費用を負担します。

(自動車の損害)

第10条 自動車の納入された日からその返還まで盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責にも帰さない事由により自動車に損失が生じたり、紛失したり、使用出来なくなるなどの一切の損害は、次の各号に定める通り、全て甲の負担とします。

- 1) 自動車の一部に損失が生じ、その修復が可能なきときは、甲は自己の費用で自動車を完全状態に修復又は復元します。なお、この場合、甲は乙に対し自己の支出した費用の支払請求あるいはリース料の減額請求をしないものとします。
- 2) 自動車の一部又は全部に損失が生じ、その修復が不可能なきときは法律の改廃により自動車を使用できないときは、甲は、乙に対し書面での旨を通知するとともに、その原因の如何を問わず、損害賠償金として、表0記載の規定損害金とリース期間満了時における自動車の設定残存価値(以下「設定残価」という。)及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」で規定される再資源化前相当額(以下「リサイクル前相当額」という。)との合計額から、リース料に含まれる表9記載の諸費用のうち乙が甲に返還可能な未発生費用を控除した金額(以下「損害負担金」という。)を直ちに現金で乙に支払い、この支払完了と同時に本契約は終了します。
- 3) 自動車が盗難にあったときは、甲は、所轄の警察署に甲の責任と負担で自動車の盗難届を提出し、乙に対し書面にてその旨を通知するものとします。又、甲は乙と協力して自動車の捜索記録を行うとともに、前号の損害賠償金を直ちに現金で乙に支払い、自動車の捜索記録及び損害賠償金を支払完了と同時に本契約は終了します。

第11条 リース料に自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)の保険料が含まれる場合は、乙が、所定の自賠責保険を付保し、リース期間中これを継続します。但し、リース料に自賠責保険の保険料が含まれない場合は、甲は、甲の責任と負担で、自賠責保険を付保するものとします。自賠責保険の証券の写しを乙に提出します。2. 甲は、自動車保険料を負担し自動車保険を付保し、リース期間中これを継続します。この場合、車両保険については、乙を被保険者とし、甲が付保した自動車保険については、甲は保険契約締結次第直ちに保険証券の写しを乙に提出するものとします。又、保険事故が発生したときは、甲は直ちに乙並びに甲が自動車保険を付保する保険会社に事故の発生日時及びその内容を連絡するとともに甲の責任と負担で自動車の修理・事故処理を行います。

3. リース料に自動車保険料が含まれる場合は、乙が表0記載の自動車保険を付保し、リース期間中これを継続します。又、保険事故が発生したときは、甲は直ちに乙に事故の発生日時及びその内容を連絡するとともに甲の責任と負担で自動車の修理・事故処理を行います。

4. 自動車保険の保険金額は、乙が定める以上の付保可能な限度内の保険金額で甲の希望する保険金額とし、その保険証券は、乙が全てこれを管理します。

5. リース料に自動車保険料が含まれる場合、乙が甲の申し出を受け、保険会社の変更、又は自動車保険の契約内容の変更手続きを行い、本契約締結時点での自動車保険料と変更後の自動車保険料との間に差額が生じたときは、乙、その差額分を甲に請求できるものとします。甲は乙からの請求があり次第直ちにその差額分を支払うものとします。

6. 自動車保険で填補されない地震、噴火、津波や甲の故意又は重大な過失など保険約款の免責事項に起因する損害、又、自動車保険に免責額が定められている場合、その免責額については甲が負うものとします。

7. 保険事故が発生したときは、甲は自ら若しくは自動車の運転者若しくは、直ちに事故現場における危険防止措置並びに負傷者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届け出るものとします。又、甲は第三者との間で、乙に不利な取決め(示談)をしないものとします。直ちに事故の発生及びその内容を書面にて乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく送交し、保険金の請求受領を乙の指示に従って行います。

8. 自賠責賠償及び自動車保険により填補されない損害については、基本約定第9条の定めに基づき甲が全てを負担するものとします。

9. 乙が保険会社から自動車に生じた損失にかかわる保険金の支払いを受けたときは、次の各号の通りとします。

- 1) 自動車の修復が可能なきときは、乙は甲が前条第1号の規定に依り自動車を修繕・修復した場合に限り、乙が受け取った保険金を限度として、その費用相当額を甲に支払います。
- 2) 自動車が滅失し又は毀損して修理、修復不能の場合には、甲は、乙が受け取った保険金を限度として、前条第2号の支払いを免れます。

10. その他保険に関する取り決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

(禁止行為)

第12条 甲は、次の各号の行為をすることができません。

- 1) 自動車について譲渡、質入れ等の処分行為をなすこと。
- 2) 自動車を酷使し若しくはリース・ラリーに使用しその他一般に自動車として走行しない場所で行う走行又は駐車するなど、自動車を本来の用途に反して使用したり、通常の業務の範囲を超えて使用すること。又、日本国外に自動車を持ち出すこと。
- 3) 自動車を積載量、定員、速度等使用の限度を超えて使用すること。
- 4) 本契約に基づく甲の権利又は甲の契約者たる地位を第三者に譲渡すること。
- 5) 法令の改廃により自動車を使用することができなくなったとき、又は都道府県公安委員会より自動車の使用制限命令を受けたときに自動車を使用すること。
- 6) 甲が、自ら又は第三者を利用して、乙に対し、脅迫的な言動、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為をなすこと。

2. 甲は、乙の書面による承諾なしに次の各号の行為をすることができません。

- 1) 自動車を転貸する等第三者に使用させること。
- 2) 基本約定第8条第2項の場合を除き、自動車に他の物件を付着し又はその一部を除去若しくは交換し、その他自動車の改造、機軸替え又は仕様、性能、機能、品質等を変更すること。
- 3) 自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書若しくはそれらに準ずる官公庁発行の標識の記載を変更し、若しくは自動車の用途

や保管場所を変更すること。
3. 前項第2号の場合、乙はその選択により甲が付着させた他の物件の所有権を無償で取得することができます。

(通知義務)

第13条 次の各号に定める事由が一つでも生じたときは、甲及び連帯保証人は直ちにその旨を乙に書面で通知します。

- 1) 甲又は連帯保証人の住所、氏名、印鑑、法令に基づき乙に申告した事項その他重要な変更が生じたとき。若しくは、甲又は連帯保証人が、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始したとき、若しくは任意後見監督人が選任されたとき、又は、既に補助、保佐、後見開始の審判を受けているとき、若しくは任意後見監督人が選任されたとき。
- 2) 甲又は連帯保証人に基本約定第14条第1項各号に定める事由の一つでも生じ又は生ずるおそれのあるとき。
- 3) 自動車につき盗難、滅失、毀損その他事故が発生したとき。
- 4) 自動車につき第三者が仮差押、仮処分若しくは強制執行をなし又はその占有を侵奪するなど、自動車に対する乙の権利が侵害され又はそのおそれのある事態が発生したとき。
- 5) 自動車自体又はその保管若しくは使用に起因する事故により他人に人的・物的損害が発生したとき。
- 6) 都道府県公安委員会から自動車の使用制限命令を受けたとき、又は、自動車が道路交通法第51条の7第2項に規定する自動車検査証の返付拒否の対象となったとき。

(期限の利益の喪失)

第14条 甲又は連帯保証人に次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙から通知催告等がなくても、甲は残存するリース料全額その他甲の乙に対する一切の債務について、債務の各支払期限の到来まではその支払いをしなくてもよいという甲の利益(以下「期限の利益」という)を当然に失い、直ちにこれを全額支払います。

- 1) 甲の乙に対する債務の一つでも支払いを怠り、二十日以上相当の期限を定めた書面による乙の催告に対し、期限内に債務の支払いをしないとき。但し、自動車の貸借が甲にとって随行為である場合は、甲の乙に対する債務の一つでも期限内に支払わないとき。
- 2) 整理、仮差押、仮処分、競売その他乙又は破産手続、民事再生手続、その他これらに類する手続開始の申立があったとき、又は負債整理のための特定調停の申立て、若しくは任意整理に入ったとき。
- 3) 租税公課を滞納して督促を受け又は保全差押を受けたとき。
- 4) 営業の譲渡、営業の廃止をなし若しくは解散したとき、又は監督官庁から営業の停止又は営業免許若しくは営業記録の取消等の処分があったとき。
- 5) 死亡したとき又は補助、保佐、後見開始の審判を受けたとき、若しくは逃亡、失踪又は刑事上の罪追を受けたとき。
- 6) 形勢又は小切手を一向でも不渡りしたとき。
- 7) その他整理、営業、貸借等が著しく悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 8) 第34条の表明・確約に反したとき。

2. 前項各号の一つに該当する事由が生じ、乙が自動車の保全上必要と認め甲にその返還を請求したときは、甲は直ちにこれに応ずるものとします。

(契約の解除)

第15条 次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙は通知催告等を要しないで、直ちに本契約を解除することができます。

(1) 甲又は連帯保証人につき前条第1項各号に定める事由の一つでも生じたとき。

(2) 甲が不当に自動車の引き取りを遅延し又は拒絶したとき。

(3) その他甲が本契約に定める各条項の一つにでも違反したとき。

(契約解除の効果)

第16条 前条により本契約が解除されたときは、甲は表0記載の規定損害金を直ちに現金で乙に支払います。

2. 前条により本契約の解除が自動車の検査完了前になされ、乙に売上を支払うべき違約金又は損害賠償金が生じたときは、甲はこれを直ちに現金で乙に支払います。又、第14条第1項第8号)に該当する事由による契約解除により、甲又は連帯保証人に損害が生じたとき、乙は一切の責任を負いません。

(自動車の返還)

第17条 本契約が期間満了、契約解除その他の事由により終了したとき、若しくは基本約定第14条第2項による乙の自動車返還の請求があったときは、甲は、自動車の通常の損耗及び基本約定第12条第3項の規定により乙が取得した物件を除き、直ちに甲の責任と負担で自動車を原状に回復したうえ(都道府県公安委員会等により運転禁止標章が貼り付けられたときは、当該標章を取り除く手続きをとったうえ)、乙の指定する日時及び場所において乙に自動車を返還します。但し、基本約定第4条の規定により、甲乙間で再リース契約又は自動車の売買契約を締結するときは除きます。

2. 前項の場合、甲は乙に対する自動車の返還を完了するまで善良なる管理者の注意をもって自動車を保管するとともに、自動車の運搬等その返還に要する一切の費用を負担します。

3. 自動車の返還に際し、自動車に通常の使用による損耗以外の損害があったときは、又は改造・機軸替え等による価値の減少があったときは甲は乙にその損害を賠償します。又、甲乙間でリース料の算出根拠とした条件を甲が著しく超過して自動車を使用した乙が認めた場合、これによる自動車の減損相当額を乙は甲に請求できるものとします。

4. 乙が甲より自動車の返還を受けるときは、乙は自動車に付着した物件を含めて引き取ることができるとし、甲は自動車につき支出した有益費・必要費の償還又は、賠償等を請求しないものとします。

5. 甲が基本約定第1項による自動車の返還を怠ったときは、甲は自ら又は第三者に委託して自動車を回収することができます。この場合、甲は自動車の運搬等その回収に要した一切の費用を直ちに現金で乙に支払います。

6. 前項の場合、自動車が第三者の占有下にあるため、乙がその回収に際し、甲の当該第三者に対する債務を立替支払ってこれを回収したときは、甲はその立替金を直ちに現金で乙に支払います。

7. 甲は、乙に対する自動車の返還が遅れた場合、返還完了までの遅延日数に応じ、リース料相当額の損害金を乙に支払うほか、本契約の諸条項に従うものとします。

8. 本条第1項による甲の乙への自動車の返還がなされない場合又は不可能の場合、甲は甲の責任と負担で、所轄の警察署への届出、乙と協力して自動車の捜索記録等を行うとともに、その事由の如何を問わず、表0記載の規定損害金とリース期間満了時における自動車の設定残存価値及びリサイクル前相当額との合計額を直ちに現金で乙に支払います。

(リース期間満了時の設定残存価値の清算)

第18条 本契約が期間満了により終了し、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り、甲乙間で設定残存価値の清算を行うものとします。

1) 表0記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、リース期間満了時の自動車の設定残存価値は、表0記載の設定残存価値とし、本契約が期間満了したかつ再リース契約又は売買契約を締結しないときは、自動車を他に換価処分した金額(以下「処分金額」という。)又は一般財団法人日本自動車査定協会その他公正な機関の評価に基づき評価額(以下「評価額」という。)から、それぞれ処分又は評価に要した一切の費用

を控除した残額を設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、乙はその超過額を現金で甲に支払い、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額を現金で乙に支払います。但し、清算金には消費税等が別途かかります。

(2)清算方式がクローズドエンド方式の場合、リース期間満了時の設定残価の清算は行わないものとします。

(契約解除時の設定残価の清算)

第19条 基本約定第15条各号により本契約が解除され、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り、甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

- 1.表8記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、処分価額又は評価額からそれぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を表8記載の設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、その超過額を表8記載の規定損害金の一部に充当し、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額と規定損害金との合計額を直ちに現金で乙に支払います。但し、清算金には消費税等が別途かかります。
- 2.清算方式がクローズドエンド方式の場合、契約解除時の設定残価の清算は行わないものとします。

(自動車の買い取り)

第20条 甲が自動車の買い取りを希望し、基本約定第4条第21号の規定により書面にて乙に申し入れ、乙がこれを承諾した場合は、表8記載の清算方式がオープンエンド方式であること及びリース期間満了時に甲乙の対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務がないことを条件に、基本約定第17条の規定にかかわらず、甲は乙から自動車を買取ることができるとし、この場合、本条に定める条件のほか、乙が別途指定する条件で甲乙間で売買契約を締結するものとします。

- 1.前項の売買契約における自動車の車両販売価格は、表8記載の設定残価相当額とします。又、自動車の売買価額(以下「売買代金等」という。)は、自動車の車両販売価格とこれに対する買取時の消費税等に基づき消費税等及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」で規定される再資源化預託金等(自動車リサイクル料金等)の合計額とします。
- 2.前項の売買代金等とは別に、自動車の運搬その他移動に要する費用、買取時に発生する自動車に課税される公租公課等(取得税が再度課税される場合は当該取得税を含む)、自動車の使用の本質的変更に伴う手数料等、自動車の所有権移転登録等にかかる費用等及びリース期間満了日以降の自動車税は全て甲の負担とし、既に乙が支払済みの場合、甲は直ちにこれを乙に支払います。
- 3.前項の売買代金等の支払時に自動車が存在する場合における乙から甲への自動車の引き渡しは、前項の売買代金等の支払い、その他本契約に基づく債務の支払いが完了したとき、自動車の所在場所において現状存続のまま、簡易の引き渡しの方法によりこれを行うものとします。この引き渡しと同時に自動車の所有権は乙から甲に移転するものとします。但し、自動車の所有権移転登録は、甲の責任と負担で直ちに乙が行われるものとします。
- 4.乙は自動車の事実上及び法律上の取扱いについて一切担保の責に任じません。

(運送損害金)

第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、乙が甲のための費用を立替した場合は立替金の償還を怠ったときは立替日から、いずれも完済に至るまで、支払うべき金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

(公租公課)

第22条 表9記載のリース料に含まれる費用は、乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正又は自動車にかかる費用や自賠責保険の保険料の変更により乙の費用負担が増加した場合は、甲がその増加分を負担し、甲は、乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。

- 1.消費税等は、甲の負担とします。表記載の消費税等額は、本契約の成立日現在の消費税等の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、その変更後の税率により計算した消費税等額に変更するものとします。甲はその変更後の消費税等額を乙に支払うものとします。
- 2.本条第1項に該当する乙の負担の費用を除き、自動車の取得、所有、保管、使用及び本契約に基づく取引に課され、又は課されることのある公租公課等の全ての諸費用は名義人の如何にかかわらず甲がこれを負担します。
- 3.甲は、前項による公租公課等の何れかの諸費用を乙が収めることとなったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにこれをリース料とは別に乙に支払うものとします。

(費用負担)

第23条 本契約の締結に要する費用及び本契約に基づく甲の債務履行に要する一切の費用は、甲の負担とします。

- 1.甲が、乙に対する債務の支払いを遅滞した場合、乙は、甲又は連帯保証人に対し、口座振替等の再請求手続きを行ったときは一回につき200円(消費税等別)、乙が甲を訪問集金したときは一回につき1,000円(消費税等別)、並びにこれらの費用とは別に当該催告に要した費用の実額を請求することができるものとします。

(乙の権利の移転等)

第24条 乙は本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関等に譲渡、質入し又は自動車に担保権を設定することができ、甲は異議なくこれを承諾します。

- 1.甲が、基本約定第12条第2項第1号の規定により乙の承諾を得て自動車を買取したときは、乙は、甲の転貸先に対する権利の譲渡を甲に請求できるものとします。この譲渡の結果、乙が甲の転貸先からリース料等を受領したときは、甲乙間で、当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を清算するものとします。
- 2.乙が本契約に関連して本来の権利を守り若しくは回復するため、又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は、自動車の搬出費用、弁護士報酬その他一切の費用を乙に支払います。

(担保の禁止)

第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を、乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。

(報告の義務)

第26条 甲は、乙の請求により甲の勤務先の確認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

(弁済の充当)

第27条 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める時、順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対しては異議を述べません。

(連帯保証人)

第28条 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、甲に連帯して債務履行の責に任じます。又連帯保証人が法人の場合、その取締役会等の承認を得て、有効に連帯保証したものであることを確認します。なお、連帯保証人は、乙の都合により担保又は他の保証を変更されても異議なく、かつ、保証債務の一部を履行したときも、乙の同意がなければ代位によって取得した権利を行使しません。

く、かつ、保証債務の一部を履行したときも、乙の同意がなければ代位によって取得した権利を行使しません。

- 1.基本約定第4条の規定により甲乙間で再リース契約又は自動車の売買契約が締結されたときは、連帯保証人はその再リース契約又は売買契約の定めるところに従い甲に連帯して債務履行の責に任じます。

(乙の通知)

第29条 乙において、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り、本契約書の住所欄、氏名欄の記載に従って通知します。

- 1.甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠ったため、乙からなされた書面による通知が延滞又は到達しなかった場合は、その通知が通常到達すべきときに到達したものとします。又、甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた書面による通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。
- 2.前項により、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が延滞又は到達しなかったことにより生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

(公正証書)

第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行認諾条項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

(合意管轄)

第31条 本契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が調わないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

(個人情報取り扱い)

第32条 乙は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報を保護措置を施すうえで収集・保存・利用し、又乙が本契約の履行のために業務委託をする契約代行人、自動車の売主、自動車製造会社等、本契約に自動車保険や簡易メンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託店及びリース料の代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものとし、甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾します。

- 1.甲及び連帯保証人が乙所定の申込書、契約書等に記載し、又は乙に通知した甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引金融機関等に関する個人情報
- 2.本契約に関する個人情報
- 3.犯罪防止に関する法律に定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報

(検査登録情報等)

第33条 甲は、乙が運輸支局、一般財団法人自動車検査登録情報協会若しくは一般社団法人全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することに同意します。

(反社会的勢力との関係排除)

第34条 甲乙及び連帯保証人は、本契約の締結日において、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを承諾します。

- 1.反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2.反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3.自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用して、いと認められる関係を有すること
 - 4.反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与をして、いと認められる関係を有すること
 - 5.その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2.甲乙及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを承諾します。
- 1.暴力的な要求行為
 - 2.法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3.相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4.風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - 5.その他前各号に準ずる行為

(特約条項)

第35条 表8記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

簡易メンテナンス約定

(リース料)

第1条 表1記載の契約の区別が簡易メンテナンスリース契約の場合は、表6記載のリース料には、表2記載の簡易メンテナンスサービス(以下「らくらく車検」という。)の諸費用を含みます。このため、甲は基本約定第8条第2項に定める費用のうち、らくらく車検にかかわる費用を負担する必要はありません。

(らくらく車検)

第2条 らくらく車検の範囲は、表2記載の通りとし、甲は、らくらく車検について、乙の指定する表2記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という。)に依頼してこれを受けるものとし、乙はその費用を負担します。但し、本契約で定める範囲外のメンテナンス費用は甲の負担とし、委託工場から甲へ請求があり次第、甲は直ちにこの費用を委託工場に支払います。

- 1.乙又は委託工場の事前の承諾を得ない委託工場以外の整備工場又はガソリンスタンドその他で、無断で行うらくらく車検にかかわる費用は、らくらく車検の範囲外とします。

(車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意)

第3条 甲は、らくらく車検の継続検査又は構造等変更検査(以下「継続検査等」という。)の実施に際し、乙及び委託工場が甲及び自動車にかかわる放電違反金の滞納の有無に関する情報を車検拒否制度の運用を円滑に行う目的に限り、インターネット上の一般社団法人日本自動車整備振興会連合会(以下「日整連」という。)のホームページを通じて事前照会・確認をすることに同意します。

- 1.前項の照会からの事前照会の回答により、乙及び委託工場が直接、所轄の警察署に対し照会・確認が必要が生じたときは、甲はこれに同意するとともに、所定の同意書に署名捺印します。
- 2.放電違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切の責任を負いません。又、放電違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担するものとします。

(NCS 20160401)

筱岡貞郎

様

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記の
おりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料と
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原

日本カーソリューションズ株式会社

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

契約

ファイナンスリース

契約番号	██████████
契約期間	平成 29年 11月 16日 から 平成 34年 11月 15日 まで 60ヶ月
登録番号	██████████

お客様No.	██████████
お問い合わせ先	北陸支店
電話番号	076-224-1190
担当者	██████████

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

金融機関名	██████████
支店名	██████████
種目・口座	██████████ ****
口座振替委託会社	NTTファイナンス

振入の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

金融機関名	*****
振込先支店名	*****
種目・口座	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

2頁

回数	年月分	方法	支払日	内 訳	お支払金額 (円)	請求 回数	金額 (円)	内 訳 消費税(円)	税率	備
R2	37	32/11	口座振替	32/11/25	リース料	70848	37/ 60	65600	5248	8%
	38	32/12	口座振替	32/12/25	リース料	70848	38/ 60	65600	5248	8%
R3	39	33/ 1	口座振替	33/ 1/25	リース料	70848	39/ 60	65600	5248	8%
	40	33/ 2	口座振替	33/ 2/25	リース料	70848	40/ 60	65600	5248	8%
	41	33/ 3	口座振替	33/ 3/25	リース料	70848	41/ 60	65600	5248	8%
	42	33/ 4	口座振替	33/ 4/25	リース料	70848	42/ 60	65600	5248	8%
	43	33/ 5	口座振替	33/ 5/25	リース料	70848	43/ 60	65600	5248	8%
	44	33/ 6	口座振替	33/ 6/25	リース料	70848	44/ 60	65600	5248	8%
	45	33/ 7	口座振替	33/ 7/25	リース料	70848	45/ 60	65600	5248	8%
	46	33/ 8	口座振替	33/ 8/25	リース料	70848	46/ 60	65600	5248	8%
	47	33/ 9	口座振替	33/ 9/25	リース料	70848	47/ 60	65600	5248	8%
	48	33/10	口座振替	33/10/25	リース料	70848	48/ 60	65600	5248	8%
	49	33/11	口座振替	33/11/25	リース料	70848	49/ 60	65600	5248	8%
	50	33/12	口座振替	33/12/25	リース料	70848	50/ 60	65600	5248	8%
R4	51	34/ 1	口座振替	34/ 1/25	リース料	70848	51/ 60	65600	5248	8%
	52	34/ 2	口座振替	34/ 2/25	リース料	70848	52/ 60	65600	5248	8%
	53	34/ 3	口座振替	34/ 3/25	リース料	70848	53/ 60	65600	5248	8%
	54	34/ 4	口座振替	34/ 4/25	リース料	70848	54/ 60	65600	5248	8%
	55	34/ 5	口座振替	34/ 5/25	リース料	70848	55/ 60	65600	5248	8%
	56	34/ 6	口座振替	34/ 6/25	リース料	70848	56/ 60	65600	5248	8%
	57	34/ 7	口座振替	34/ 7/25	リース料	70848	57/ 60	65600	5248	8%
	58	34/ 8	口座振替	34/ 8/25	リース料	70848	58/ 60	65600	5248	8%
	59	34/ 9	口座振替	34/ 9/25	リース料	70848	59/ 60	65600	5248	8%
	60	34/10	口座振替	34/10/25	リース料	70848	60/ 60	65600	5248	8%
					4250880		3936000	314880		

筱岡貞郎

様

お支払明細書

令和 4年 10月 13日

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと
おりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

ご契約

ファイナンスリース

契約番号	[REDACTED]
契約期間	令和 4年 11月 16日から 令和 5年 5月 15日まで 6ヶ月
登録番号	[REDACTED]

お問い合わせは、お客様へをご利用ください。

支店名	北陸支店
電話番号	076-224-1190
担当者	[REDACTED]

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

引落口座	[REDACTED]
口座振替会社	NTTファイナンス

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

振込先口座	*****
振込先支店名	*****
種別・口座	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

回数	年月分	方法	支払日	内 容	お支払金額 (円)	請求 回数	金額 (円)	内 訳 (円)	利率	備 考
1	4/11	口座振替	4/11/25	リース料	72160	1/ 6	65600	6560	10%	
2	4/12	口座振替	4/12/25	リース料	72160	2/ 6	65600	6560	10%	
3	5/ 1	口座振替	5/ 1/25	リース料	72160	3/ 6	65600	6560	10%	
4	5/ 2	口座振替	5/ 2/25	リース料	72160	4/ 6	65600	6560	10%	
5	5/ 3	口座振替	5/ 3/25	リース料	72160	5/ 6	65600	6560	10%	
6	5/ 4	口座振替	5/ 4/25	リース料	72160	6/ 6	65600	6560	10%	
合 計					432960		393600	39360		

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

篠岡 貞郎

申請番号	128	事業種別	新聞購読料
使途番号	07_資料購入費	01_調査研究費	・02_研修費
		03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費
		05_会議費	
		06_資料作成費	・07_資料購入費
		08_事務所費	・09_事務費
		10_人件費	

品目	金額(円)	備考
北日本新聞 購読料	3,380	5月分
日本経済新聞 購読料	4,000	"
日本農業新聞 購読料	2,623	"
読売新聞 購読料	3,400	"
富山新聞 購読料	3,380	"
「しんぶん赤旗」日曜版	930	"
北陸中日新聞	3,300	"
聖教新聞 購読料	3,374	"
合計	24,387	

5/2
5/2
5/2
5/2

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-05-25 新聞購読料 *7,380円
 ↳ 北日本 3,380円
 日経 4,000円
 04-05-23 農業新聞 *2,623円 日本農業新聞



領収書

区域 044 全戸 0080 お問合せ No 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
 水島902



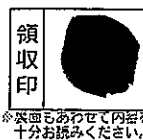
読売新聞オンラインの
 登録はこちらから
 ◇左記の通り領収しました

4 年 5 月分
 銘 部 数 金 額
 1 読売新聞 1 3,400

合 計 3,400 円 領収日 年 月 日

取扱紙
 読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



收受 令和 4 年 5 月 30 日
 決裁 令和 4 年 6 月 2 日
 処理 令和 4 年 6 月 2 日

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

篠岡 貞郎 様

領収書

新聞・雑誌名 部数 金額
 「しんぶん赤旗」日曜版 1 930

930円

2022年 5月分

上記の金額をいただきました。
ありがとうございます。

高岡市内免2丁目7番13号

日本共産党
呉西地区委員会

TEL 0766-23-3281

領収日 / 報者

集金担当



領収証

篠岡貞郎 様

¥3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年5月分購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所



山田和夫

〒932-0123 小矢部市高木147
TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2022年5月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。
 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)

販売店 山内 信人
 住所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422



お申込No. 16015-17697(378)-5

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

経路番号	129	事業概要	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料		
経費種目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
主電 事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備	算	
	携帯電話 4 月利用分	2,670	①	5,340円 × 0.5 = 2,670 円	タ タ タ
	ネット使用料 5 月利用分	4,499	②	8,999円 × 0.5 = 4,499 円	タ タ タ
	自動車リース料 5 月分	35,424	③	70,848円 × 0.5 = 35,424 円	タ タ タ
	《合 計》	42,593			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
04-05-25 口座振替 ① *6,726SMFS(KDDIイオウキ) 04-05-27 口座振替 ② *8,999HLC(ナミイイイウキ) 04-05-25 口座振替 ③ *70,848NTT(NCS)					

收受 令和 4 年 5 月 30 日
 決裁 令和 4 年 6 月 2 日
 処理 令和 4 年 6 月 2 日

料金後納郵便

親展 重要

口座振替日 DATE FOR TRANSFER

2022年 5月25日

口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE

6,726円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お知らせ INFORMATION

●通信サービスご契約のお客さまへのご案内
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 5月ご請求分 (4月利用分)

ご請求先氏名

篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を 5月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE 0348103248

領収金額 AMOUNT RECEIVED 6,726円

うち消費税等 TAX 505円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金は
「口座振替日」の前日までにお願いたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

Table with 2 columns: 請求年月 (請求月), 振替日 (振替日), 振替額 (振替額). Rows: 2022年 5月, 2022年 4月, 2022年 5月25日

(差出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

両面の↓部分からていねいにはがし、中をご覧ください。
雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金内訳書

<凡例> 税込または免税料金等: [*]、旧税率計算対象料金: [#] 発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 5月 6日 KDDI株式会社

ご請求コード 0348103248 合計 6,726円 ご利用年月 2022年 4月

Main table with columns: ご利用項目, 金額(円), 内訳(円), 備考. Includes sub-sections for au phone services, auかんたん決済, and paper request fees.

裏面もご確認ください>>



932-0102
富山県小矢部市水島902

被岡 貞郎 様



イ-001214-B-10

料金のご案内

親展 となみ衛星通信テレビ株式会社
〒939-1533 南砺市八塚568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル:0120-476-764)
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からいねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

こちらからゆっくりとはがしてご覧ください。

請求書
ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。
【口座振替日】 2022年5月27日(金)

この度、弊社ケーブルプラス電話・ケーブルひかり電話・ケーブルスマホをご契約されているお客様にご負担をお願いしている「電話リレーサービス料」について、電話リレーサービス支援機構の算定による番号単価改定に伴い、2022年4月ご利用月から2022年9月ご利用月まで1番号当たり毎月1円ずつ合計6円に改定いたします。お客様におかれましてはご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。詳細は弊社ホームページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

となみ衛星通信テレビ株式会社
(2022年 5月 16日 発行)

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	8,999 円 (2)
お支払口座	金融機関名 [REDACTED] 支店名 [REDACTED] 口座種別・番号 [REDACTED] *** 口座名義人 シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スゲンケー)	3630	毎月払い	2022/05/01~2022/05/31
ネット使用料(ベーシックセット)	3960	毎月払い	2022/05/01~2022/05/31
ケーブルプラス電話基本料	1463	毎月払い	2022/04/01~2022/04/30
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2022/04/01~2022/04/30
電話リレーサービス料	1	毎月払い	2022/04/01~2022/04/30
国内通話料	306	毎月払い	2022/04/01~2022/04/30
トリプル割(TV+NET+TEL)	363	毎月払い	2022/04/01~2022/04/30

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	199	事業概要*	タブレット用キーボード代		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費		
内容					
上記 た 経 費 に 要 し	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	タブレット用キーボード代	7,425	14,850円 × 0.5 = 7,425円		
	《合計》*	7,425			

御得意先No.

御得意先名

領 収 書

No 052464

2022年5月31日

筱岡 貞郎 殿

領収金額

円

14850

但しキーボード代
上記金額正に領収いたしました。


TDC 株式会社 トヤマデータセンター

本社 〒930-0016 富山市柳町十一丁目4番11号 TEL(076)433-1822(代)
 システムソリューション部 TEL(076)464-6336
 富山支店 〒930-0016 富山市柳町十一丁目4番11号 TEL(076)433-1833(代)
 高岡支店 〒939-1104 高岡市戸出町4丁目1番2号 TEL(0766)63-7712(代)
 黒部支店 〒938-0031 黒部市三國町3265 TEL(0765)56-6777
 新潟支店 〒950-0943 新潟市中区西通町3丁目4番7号 TEL(025)285-7733(代)

登録番号

収 入
印 紙

担当印



社印・担当者印・無きものは無効とします。

收受 令和 4 年 6 月 15 日
 決裁 令和 4 年 6 月 17 日
 処理 令和 4 年 6 月 17 日

領収書貼付台紙

(重ならないように貼付すること。)

No. 152143

お客様コードNo. XXXXXXXXXX 掛売上**請 求 書**

22年 05月 19日
 株式会社 トヤマデータ
 〒 930-0016
 富山市柳町1-1-11
 TEL 076-433-1833
 振込先
 北陸銀行 本店営業部
 担当: XXXXXXXXXX



31-3749

当座:1605680

〒

篠岡 貞郎 様

下記の通り御請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額(税抜)	備考
SurfacePro タイプ カハキーボード FMN-00019		1	コ	13,500	13,500	
220512-012		合計		13,500	1,350	14,850

摘要:

税抜 10%

13,500

税額

1,350

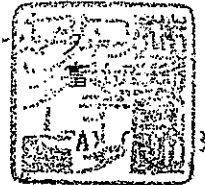
総額

14,850

No. 152143

お客様コードNo. XXXXXXXXXX 掛売上**納 品 書**

22年 05月 19日
 株式会社 トヤマデータ
 〒 930-0016
 富山市柳町1-1-11
 TEL 076-433-1833
 振込先
 北陸銀行 本店営業部
 担当: XXXXXXXXXX



31-3749

当座:1605680

〒

篠岡 貞郎 様

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

品番	品名	数量	単位	単価	金額(税抜)	備考
SurfacePro タイプ カハキーボード FMN-00019		1	コ	13,500	13,500	
220512-012		合計		13,500	1,350	14,850

摘要:

税抜 10%

13,500

税額

1,350

総額

14,850

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	317	事業概要*	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容			

経費の内容*	金額(円)*	備考
北日本新聞 購読料	3,380 / 6月分	/
日本経済新聞 購読料	4,000 / "	/
日本農業新聞 購読料	2,623 / "	/
読売新聞 購読料	3,400 / "	/
富山新聞 購読料	3,380 / "	/
「しんぶん赤旗」日曜版	930 / "	/
北陸中日新聞	3,300 / "	/
聖教新聞 購読料	3,374 / "	/
《合計》*	24,387	

上記事業に要した経費

6/21
6/22
6/23
6/24
6/25

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-06-27 新聞購読料 *7,380円(北日本新聞3,380円、日経4,000円)
 ↳ 北日本 3,380円, 日経 4,000円
 04-06-23 農業新聞 *2,623円(日本農業新聞)



領収書

区域044 金戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902



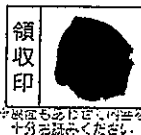
読売新聞オンラインの
登録はこちらから
◆左記の通り領収しました

4年 6月分
銘 柄 部数 金額
1 読売新聞 1 3,400

合計 3,400円 領収日 年 月 日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



收受 令和 4 年 7 月 7 日
 決裁 令和 4 年 7 月 7 日
 処理 令和 4 年 7 月 7 日

※領収書および内容に
十分お読みください。

領収証

22年 06月分 4年6月26日 No. 882302

お名前 筱岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

集金担当

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

筱岡 貞郎 様

新聞雑誌名 部数 金額

「しんぶん赤旗」日曜版 1 930

2022年 6月分

上記の金額にしかいたしました。
 ありがとうございます。

高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 奥西地区委員会
 TEL: 0766-23-3281

領収日 / 扱書

領収証

篠岡貞郎 様

¥ 3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年 6月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所

山田和夫

〒932-0128 小矢部市高木147
 TEL(0766)61-3244 FAX61-3244



毎度ご愛読くださいますこと
 誠にありがとうございます

新聞購読料 領収証

筱岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。
 2022年6月分

領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)

販売店 山内 信人
 住所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422



お申込No. 16015-17697(378)-4

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	3/2	事業概要*	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	携帯電話 5月利用分	2,681	①	5,363円 × 0.5 = 2,681円	
	ネット使用料 6月利用分	4,465	②	8,930円 × 0.5 = 4,465円	
	自動車リース料 6月分	35,424	③	70,848円 × 0.5 = 35,424円	
	《合計》*	42,570			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
04-06-27 口座振替 ① *6,749SMFS(KDDI)9943					
04-06-27 口座振替 ② *8,930HLCトナミ代イウカ					
04-06-27 口座振替 ③ *70,848NTT(NCS					

收受 令和 4 年 7 月 7 日
 決裁 令和 4 年 7 月 7 日
 処理 令和 4 年 7 月 7 日

料金後納郵便 **親展 重要**

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2

6348103248

6348103248

6348103248

郵便はがき

口座振替のご案内 (2022年 6月 ご請求)
INVOICE FOR SERVICES

口座振替日 DATE FOR TRANSFER 2022年 6月27

口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE 6,749

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金は「口座振替日」の前日までをお願いいたします

KDDI いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

請求年月 MONTH PERIOD 2022年 6月

ご利用年月 BILLING PERIOD 2022年 5月

口座振替日 DATE FOR TRANSFER 2022年 6月27日

(発出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

① 両面の↓部分からていねいにはがし、中をご覧ください。 ②
 雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES
 2022年 6月ご請求分 (5月利用分)

ご請求先氏名 篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を 6月27日口座振替により領収いたしました。

KDDI株式会社
 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE 0348103248

領収金額 AMOUNT RECEIVED 6,749円

うち消費税等 TAX 507円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION *****

支店名 BRANCH *****

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

料金内訳書 <凡例>税込または免税料金等: 「*」、旧税率計算対象料金: 「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 6月 5日 **KDDI株式会社**

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金		●合計	5,363
ご利用番号: [REDACTED]	5,363		
< 5月ご利用内訳 >	5,363		
▼プラン利用料	4,480		
auピタットプラン (カケホ/V)		3,980	
auピタットプラン (データ/V)		1,700	
2年契約		-1,500	
LTE・NET		300	
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	93		
通話料		10,640	
SMS (Cメール) 送信料		93	
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額		-10,640	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等 (10%)	487		10%消費税の課税対象額 4,876円
●auかんたん決済利用料		●合計	[REDACTED]
ご利用番号: [REDACTED]			
▼auかんたん決済利用料			
auスマートフォンサブプレミアム/税込			
auサービス情報料/税込			
●紙請求書発行等手数料		●合計	[REDACTED]
▼紙請求書発行手数料			
▼消費税等 (10%)			10%消費税の課税対象額 [REDACTED]円



932-0102

富山県小矢部市水島902

筱岡 貞郎

様



1-001094-B-10

料金のご案内

親展

となみ衛星通信テレビ株式会社

〒939-1533 南砺市八塚568-2

TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601

(フリーダイヤル:0120-476-764)

(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からていねいにはがしてください。(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2022年6月27日(月)

この度、弊社ケーブルプラス電話・ケーブルひかり電話・ケーブルスマホをご契約されているお客様にご負担をお願いしている「電話リレーサービス料」について、電話リレーサービス支援機構の算定による番号単価改定に伴い、2022年4月ご利用月から2022年9月ご利用月まで1番号当たり毎月1円ずつ合計6円に改定いたします。お客様におかれましてはご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。詳細は弊社ホームページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2022年 6月 16日 発)

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	8,930 円 ②
お支払口座	金融機関名 [REDACTED] 支店名 [REDACTED] 口座種別・番号 [REDACTED] *** 口座名義人 シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3630	毎月払い	2022/06/01~2022/06/30
ネット使用料(ベーシックセット)	3960	毎月払い	2022/06/01~2022/06/30
ケーブルプラス電話基本料	1463	毎月払い	2022/05/01~2022/05/31
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2022/05/01~2022/05/31
電話リレーサービス料	1	毎月払い	2022/05/01~2022/05/31
国内通話料	237	毎月払い	2022/05/01~2022/05/31
トリプル割(TV+NET+TEL)	363	毎月払い	2022/05/01~2022/05/31

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

整理番号	474	事業概要*	となみ政経懇話会会費 7月から 9月分			
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費	・02_研修費	・03_広聴広報費	・04_要請陳情等活動費	・05_会議費
		06_資料作成費	・07_資料購入費	・08_事務所費	・09_事務費	・10_人件費
内容						
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考			
	となみ政経懇話会会費	24,000	8,000 × 3ヶ月分 24,000 円			
	7月から 9月分					
	《合 計》*	24,000				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控
いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0036209	04-07-26	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取次店番号
0144		****	217
万円	千円	百円	十円
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
10:36	¥220円	¥24,000円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

手数料のうち振込手数料 ¥220
000030
北陸銀行
砺波支店
普通 5135000
トナミセイケイコンワカイ 様
シノオカ テイロウ 様
電話番号 0766-61-2081

お願い………
ATM振込記入されるまで大切に保管ください。
お振込の領収書はご利用控えを保持ください。

82015642 X 3021.1 10金×500 円

裏面もあわせてご覧ください。

收受 令和 4 年 8 月 2 日
決裁 令和 4 年 8 月 8 日
処理 令和 4 年 8 月 8 日

932-0102

小矢部市水島902

令和4年7月6日

富山県議会
議員

筱岡 貞郎 様

請求書

となみ政経懇話会



事務局長 有沢 和雄
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘要	金額
会費 (自 令和4年7月 至 令和4年9月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合計	24,000円

振込先	富山県信用組合	北陸銀行	富山第一銀行	砺波信用金庫
支店名	砺波支店	砺波支店	砺波支店	砺波支店
口座種別	普通	普通	普通	普通
口座番号	0386698	5135000	213526	0000290
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

令和4年8月末日までお振込をお願いいたします。

なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	475	事業概要	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			

経費の内容*	金額(円)*	備考
北日本新聞 購読料	3,380	7月分 /
日本経済新聞 購読料	4,000	" /
日本農業新聞 購読料	2,623	" /
読売新聞 購読料	3,400	" /
富山新聞 購読料	3,380	" /
「しんぶん赤旗」日曜版	930	" /
北陸中日新聞	3,300	" /
聖教新聞 購読料	3,374	" /
《合計》*	24,387	

7/31
7/31
7/31

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-07-25 新聞購読料 *7,380 北日本新聞
04-07-25 農業新聞 *2,623 日本農業新聞

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902



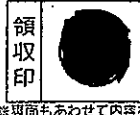
4 年 7 月分

品名	部数	金額
1 読売新聞	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

領収日 年 月 日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



收受 令和 4 年 8 月 2 日
 決裁 令和 4 年 8 月 8 日
 処理 令和 4 年 8 月 8 日

*裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証

22年 07月分 4年 7月 2日 No. 882302

お名前 筱岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380



上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

930円

2022年 7月分

上記の金額正に領収致しました。
 高岡市内免2丁目7番1-3号
 日本共産党
 奥西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

領収日 / 扱者



新聞購読料 領収証

筱岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。
 2022年 7月分 領収日 月 日
 領収金額 **¥3,374**

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。
 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)

領 収 証

篠岡貞郎 様

¥3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年 7月分 購読料(消費税込)
 上記の金額正に受領しました
 年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所
山田 和夫 印

〒932-0123 小矢部市高木147
 TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

販売店 山内 信人
 住 所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-3



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	476	事業概要	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*		備考	
	携帯電話料 6月利用分	2,680	①	5,360円 × 0.5 = 2,680円	/
	ネット使用料 7月利用分	4,541	②	9,083円 × 0.5 = 4,541円	/
	自動車リース料 7月分	35,424	③	70,848円 × 0.5 = 35,424円	/
	プリンターインク	1,235	④	2,470円 × 0.5 = 1,235円	/
	FAX用紙代	7,725	⑤	15,450円 × 0.5 = 7,725円	/
《合計》*		51,605			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
<p>04-07-25 口座振替 ① *6,746SMFS(KDDIリボ付)</p> <p>04-07-27 口座振替 ② *9,083HLC(三菱花印リボ)</p> <p>04-07-25 口座振替 ③ *70,848NTT(NCS)</p>					

收受 令和 4 年 8 月 2 日
 決裁 令和 4 年 8 月 8 日
 処理 令和 4 年 8 月 8 日

料金後納郵便

親展 重要

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 7月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,746円
印紙番号 STAMP NUMBER	*****
納付番号 PAYMENT NUMBER	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことができます。

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、N.T.T東・西日本に支払われるものです。
電話リレーサービス料は、聴覚や発語に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 【お客さまへの注意喚起】フィッシング詐欺にご注意ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 7月ご請求分 (6月利用分)

ご請求先氏名

篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を 7月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新橋
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,746円
うち消費税等 TAX	507円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金は
「口座振替日」の前日までにお願いたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

請求年月 MONTH OF BILLING	2022年 7月
利用開始月 MONTH OF START	2022年 6月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 7月25日

(差出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

① 両面の↓部分からていねいにはがし、中をご覧ください。②
雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金内訳書

<凡例>税込または免税料金等: [※]、旧税率計算対象料金: [#]

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 7月 5日

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 5,360円
ご利用番号: []	5,360		お客様コード []
< 6月ご利用内訳 >	5,360		ご利用月数は2022年 7月で27年 0ヶ月目です。
▼プラン利用料	4,480		データ利用量はOGB~1GBです。
auピタットプラン (カケホ/V)		3,980	
auピタットプラン (データ/V)		1,700	
2年契約		-1,500	
LTE-NET		300	
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	90		
通話料		9,860	
SMS (Cメール) 送付料		90	
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額		-9,860	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等 (10%)	487		10%消費税の課税対象額 4,873円
●auかんたん決済利用料			●合計 []円
ご利用番号: []			
▼auかんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込			
auサービス情報料/税込			
●紙請求書発行等手数料			●合計 []円
▼紙請求書発行手数料			
▼消費税等 (10%)			10%消費税の課税対象額 []円



932-0102
富山県小矢部市水島902

彼岡 貞郎 様



1-001053-B-10

料金のご案内

親展 となみ衛星通信テレビ株式会社
〒939-1533 南砺市八塚568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル:0120-476-764)
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からていねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。
【口座振替日】 2022年7月27日(水)

この度、弊社ケーブルプラス電話・ケーブルひかり電話・ケーブルスマホをご契約されているお客様にご負担をお願いしている「電話リレーサービス料」について、電話リレーサービス支援機構の算定による番号単価改定に伴い、2022年4月ご利用月から2022年9月ご利用月まで1番号当たり毎月1円ずつ合計6円に改定いたします。お客様におかれましてはご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。詳細は弊社ホームページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

となみ衛星通信テレビ株式会社
(2022年 7月 19日 発行)

お客様番号	[REDACTED]	
今回ご請求額(税込)	9,083 円 ②	
お支払口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	[REDACTED]
	口座種別・番号	[REDACTED] ***
	口座名義人	シノイカ ティロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3,630	毎月払い	2022/07/01~2022/07/31
ネット使用料(ベーシックセット)	3,960	毎月払い	2022/07/01~2022/07/31
ケーブルプラス電話基本料	1,463	毎月払い	2022/06/01~2022/06/30
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2022/06/01~2022/06/30
電話リレーサービス料	1	毎月払い	2022/06/01~2022/06/30
国内通話料(KDDI宛)	8	毎月払い	2022/06/01~2022/06/30
国内通話料	382	毎月払い	2022/06/01~2022/06/30
トリプル割(TV+NET+TEL)	-363	毎月払い	2022/06/01~2022/06/30

発行日: 2022年07月21日

篠園貞郎 領収書

管理No. 0262-403-0004481

伝票No. 0262-403-254643

¥2,470 (内消費税 ¥224) (4)

但し 印 代として。

支払内訳
カード

¥2,470

10%対象

¥2,470(内消費税 ¥224)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。



B0262403254643B

3199124014 BCI350XLPGBK 351
キャノン 1:持帰 外10 01
1,350 × 2 ¥2,700
0967309017 キンカイパーホン500 ZZZ
カイウガントイ 1:持帰 外10 /
¥0

T 磯波店

2,700 × 1.1 = 500円

= 2,470円

納品書 2022年 7月 28日

TelWell

No. _____

ファックス用品受注センター

北口商会

〒923-0044 小松市川辺町3-3 TEL0761-21-2531

FAX0761-21-0336

金沢営業所(フリーダイヤル) TEL0120-44-0508

篠園貞郎

様

下記のとおり納品いたしました

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)
1 FAX用紙 216mmX100mm	6本	2250	13500
2 税10%			1350
3 送料			600
4			
5			
6			
7			
合計			15450
税率	%	消費税額等	税込合計金額

引換金受領証

篠園貞郎 様

[収納金]
代引一般
2113-4750-4642
引換金
(内消費税等)

¥15,450
¥0

合計 ¥15,450
お預り 現金 ¥16,000
おつり ¥550

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 7月29日 11:13
発行No. 220729P0511 端341039087
連絡先: 小矢部郵便局
TEL: 0570-943-637

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	586	事業概要*	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			

経費の内容*	金額 (円) *	備考
北日本新聞 購読料	3,380	8月分
日本経済新聞 購読料	4,000	"
日本農業新聞 購読料	2,623	"
読売新聞 購読料	3,400	"
富山新聞 購読料	3,380	"
「しんぶん赤旗」日曜版	930	"
北陸中日新聞	3,300	"
聖教新聞 購読料	3,374	"
《合計》*	24,387	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-08-25 新聞購読料 *7,380枚ニホシツァンツァワ
 ↳ 北日本新聞, 日経4,000円
 04-08-23 農業新聞 *2,623日本農業新聞

領収書 区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
 水島902

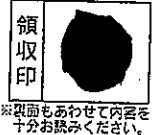
4年 8月分
 銘 柄

1 読売新聞 1 3,400
 2
 3

合計 3,400円 領収日 年 月 日

読売新聞オンラインの
 登録はこちらから
 ◇左記の通り領収しました

取扱紙 読売新聞 報知新聞
 読売センター小矢部 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



收受 令和 4 年 9 月 2 日
 決裁 令和 4 年 9 月 5 日
 処理 令和 4 年 9 月 5 日

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

集金担当



日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名 部数 金額
 「しんぶん赤旗」日曜版 1 930

930円

2022年 8月分

上記の金額にいたしました。
 ありがとうございます。
 高岡市内免2丁目7番1-3号
 日本共産党
 呉西地区委員会
 TEL:0766-23-3281

領収日 / 扱者

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。
 2022年 8月分

領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)



毎度ご愛読くださいます
 誠にありがとうございます

領収証

篠岡 貞郎 様

¥3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年8月分購読料(消費税込)
 上記の金額正に受領しました
 年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所

山田 和夫

〒932-0123 小矢部市高木147
 TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244



販売店 山内 信人
 住所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378) ◆ - 2



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	587	事業概要*	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料											
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費												
内容														
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考											
	携帯電話料 7月利用分	2,666	✓	/	5,333円 × 0.5 = 2,666円 ✓									
	ネット使用料 8月利用分	4,499		/	8,999円 × 0.5 = 4,499円									
	自動車リース料 8月分	35,424	/	/	70,848円 × 0.5 = 35,424円									
	《合計》*	42,589	/	/										
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)														
<table border="0"> <tr> <td>04-08-25 口座振替</td> <td>*6,719</td> <td>SMFS (KDDI)</td> </tr> <tr> <td>04-08-29 口座振替</td> <td>*8,999</td> <td>HLC (ファミイ)</td> </tr> <tr> <td>04-08-25 口座振替</td> <td>*70,848</td> <td>NTT (NCS)</td> </tr> </table>						04-08-25 口座振替	*6,719	SMFS (KDDI)	04-08-29 口座振替	*8,999	HLC (ファミイ)	04-08-25 口座振替	*70,848	NTT (NCS)
04-08-25 口座振替	*6,719	SMFS (KDDI)												
04-08-29 口座振替	*8,999	HLC (ファミイ)												
04-08-25 口座振替	*70,848	NTT (NCS)												

収受 令和 4 年 9 月 2 日
 決裁 令和 4 年 9 月 5 日
 処理 令和 4 年 9 月 5 日

料金後納郵便

親展 重要

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2
KDDIビル

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2
KDDIビル



83AKMA7AN5X0179832#



〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金
「口座振替日」の前日までにお願いたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

請求年月 2022年 8月

利用年月 2022年 7月

口座振替日 2022年 8月25日

(差出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

① 両面の▽部分からていねいにはがし、中をご覧ください。 ②
雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

(2022年 8月 ご請求

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年 8月25
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,719
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- 電話リレーサービス料は 随時や接続に随時的のある方との音通し込み

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 8月ご請求分 (7月利用分)

ご請求先氏名
篠阿 貞郎 様

下記ご利用料金を 8月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新番
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,719円
うち消費税等 TAX	504円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

料金内訳書 <凡例> 税込または免税料金等: 「*」、旧税率計算対象料金: 「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年 8月 5日 KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 5,333円
ご利用番号	5,333		お客様コード
< 7月ご利用内訳 >	5,333		ご利用月数は2022年 8月で27年 1ヶ月目です。
▼プラン利用料	4,480		データ利用量は0GB~1GBです。
auピタットプラン (カケホ/V)		3,980	
auピタットプラン (データ/V)		1,700	
2年契約		-1,500	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	300		
衛星きほんパック		300	
▼通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	66		
通話料		9,380	
SMS (Cメール) 送信料		66	
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額		-9,380	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等 (10%)	484		10%消費税の課税対象額 4,849円
●auかんたん決済利用料			●合計
ご利用番号			
▼auかんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込		*	
auサービス情報料/税込		*	
●紙請求書発行等手数料			●合計
▼紙請求書発行手数料			
▼消費税等 (10%)			10%消費税の課税対象額 円

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	677	事業概要*	9月定例県議会 写真撮影	
使途項目	03_広聴広報費			
内容				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	写真撮影料	13,200	しらさぎフォト	
	《合計》*	13,200		
《領収書貼付枠》	<p>領 収 証</p> <p>No. 4 年 9 月 22 日</p> <p>筱岡 貞郎 様</p> <p>¥ 13,200.00</p> <p>但 議会報告用写真 上記正に領収いたしました</p> <p>内 訳 _____ 現 金 _____ 小 切 手 / _____ 手 形 / _____ 消費税額 (%) _____</p> <p>しらさぎフォト 富山市豊田本町2-16-35 〒931-8312 TEL 076-438-3326 FAX 076-438-3326</p>			

收受 令和 4 年 9 月 26 日
 決裁 令和 4 年 9 月 27 日
 処理 令和 4 年 9 月 27 日



41. jpg



42. jpg



43. jpg



44. jpg



45. jpg



46. jpg



47. jpg



48. jpg



49. jpg



50. jpg



51. jpg



52. jpg



53. jpg



54. jpg



55. jpg

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	707	事業概要*	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			

経費の内容*	金額(円)*	備考
北日本新聞 購読料	3,380	9月分 /
日本経済新聞 購読料	4,000	" /
日本農業新聞 購読料	2,623	" /
読売新聞 購読料	3,400	" /
富山新聞 購読料	3,380	" /
「しんぶん赤旗」日曜版	930	" /
北陸中日新聞	3,300	" /
聖教新聞 購読料	3,374	" /
《合計》*	24,387	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-09-26 新聞購読料 *7,380

04-09-26 農業新聞 *2,623

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902



4年 9月分

読売新聞オンラインの
業務は、こちらから
実施しております。

銘柄	部数	金額
1 読売新聞	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

領収日 年 月 日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



收受 令和 4 年 10 月 3 日
決裁 令和 4 年 10 月 4 日
処理 令和 4 年 10 月 4 日

*裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証

22年09月分

4年9月28日

No. 882302

お名前 後岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

集金担当



後岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

930円

2022年 9月分

上記の金額にしかたなくいただきました
 ありがとうございます。
 高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 奥西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

領収日 / 投書

新聞購読料 領収証
 後岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。
 2022年9月分

領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

領 収 証

後岡 貞郎 様

~~¥~~ **3,300**

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年9月分 購読料(消費税込)
 上記の金額正に受領しました
 年 月 日
 北陸中日新聞 津沢専売所
 山 田 和 夫
 〒932-0123 小矢部市高木147
 TEL(0766)61-3244 FAX61-3244



品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 1,440) (8%対象 1,934)

販売店 山内 信人
 住 所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-1



政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

整理番号	700	事業概要*	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	携帯電話料 8月利用分	2,591	5,183円 × 0.5 = 2,591円 /		
	ネット使用料 9月利用分	4,494	8,988円 × 0.5 = 4,494円 /		
	自動車リース料 9月分	35,424	70,848円 × 0.5 = 35,424円 /		
	《合計》*	42,509			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
04-09-26 口座振替 *6,569SMFS(KDDIリョウキ) 04-09-27 口座振替 *8,988HLCトナミイテイウシ 04-09-26 口座振替 *70,848NTT7(NCS)					

a/b
a/c
a/d

収受 令和 4 年 10 月 3 日
 決裁 令和 4 年 10 月 4 日
 処理 令和 4 年 10 月 4 日

料金後納郵便

親展 重要

〒325-0102
信州県小笠原市水島 902

篠岡 貞郎 様



94AKMAV4N3X0242436#



口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES
ご指定口座へのご入金は
【口座振替日】の前日までをお願いいたします

KDDI いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

請求年月 (MONTH OF ISSUE) 2022年 9月
利用年月 (BILLING PERIOD) 2022年 8月
口座振替日 (DATE FOR TRANSFER) 2022年 9月26日

(差出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

両面の↓部分からていねいにはがし、中をご覧ください。
雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金内訳書 <凡例> 税込または免税料金等: [※]、旧税率計算対象料金: [#]

請求コード 0348103248 合計 6,569円 利用年月 2022年 8月

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● a u 電話料金			●合計 5,183円
ご利用番号	5,183		お客様コード ご利用月数は2022年 9月で27年 2ヶ月目です。 データ利用量はOGB~1GBです。 10%消費税の課税対象額 4,712円
< 8月ご利用内訳 >	5,183		
▼プラン利用料	4,480		
auピタットプラン (カケホ/V)		3,980	
auピタットプラン (データ/V)		1,700	
2年契約		-1,500	
LTE・NET		300	
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	129		
迎送料		17,720	
SMS (Cメール) 送信料		129	
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額		-17,720	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼2022年7月2日通信障害に関する返金	-200		
お詫び返金		-200	
▼消費税等 (10%)	471		
● a u かんたん決済利用料			●合計 円
ご利用番号			
▼a u かんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込			
auサービス情報料/税込			
● 紙請求書発行等手数料			●合計 円
▼紙請求書発行手数料			
▼消費税等 (10%)			
			10%消費税の課税対象額 円

口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES

(2022年 9月 ご請求分)

口座振替日 (DATE FOR TRANSFER)	2022年 9月26日
口座振替額 (TOTAL AMOUNT DUE)	6,569円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	*****
支店名 (BRANCH)	*****
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

お知らせ INFORMATION

- 通話サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 2022年7月の通信障害に関するお詫び
7月2日より長時間にわたり弊社の通信サービスをご利用のお客さまに、

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年 9月ご請求分 (8月利用分)

ご請求先氏名
篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を 9月26日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード (CUSTOMER CODE)	0348103248
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6,569円
うち消費税等 (TAX)	491円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	*****
支店名 (BRANCH)	*****
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	*****

#00R00C00Y12N7W4M45A

郵便はがき



932-0102

富山県小矢部市水島902

筱岡 貞郎

様



1-001106-B-10

料金のご案内

親展 となみ衛星通信テレビ株式会社
〒939-1533 南砺市八塚568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル:0120-476-764)
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からいねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

ご請求書
ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替
日前日までに口座にご用意願います。
【口座振替日】 2022年9月27日(火)

この度、弊社ケーブルプラス電話・ケーブルひかり電話・ケーブルスマホをご契約
されているお客様にご負担をお願いしている「電話リレーサービス料」について、電
話リレーサービス支援機構の算定による番号単価改定に伴い、2022年4月ご利用
月から2022年9月ご利用月まで1番号当たり毎月1円ずつ合計6円に改定いたし
ます。お客様におかれましてはご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。
詳細は弊社ホームページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2022年 9月 16日 発行)

Table with customer details: お客様番号, 今回ご請求額(税込) 8,988円, お支払口座, 金融機関名, 支店名, 口座種別・番号, 口座名義人 シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

Main table with columns: 品名, 税込金額(円), 請求周期, 請求期間. Rows include: テレビ利用料(スタンダード) 3630, ネット使用料(ベーシックセット) 3960, ケーブルプラス電話基本料 1463, ユニバーサルサービス料 2, 電話リレーサービス料 1, 国内通話料 278, その他(ネット以外の通話料) 17, トリプル割(TV+NET+TEL) -363.

調査研究・研修・広聴広報・要請陳情等 活動実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	790		使途項目	01_調査研究費 01_調査研究費・02_研修費 03_広聴広報費・04_要請陳情等活動費		
活動期間	令和4年9月29日	から	活動の概要	中央省庁本県出向者講師の勉強会・懇談会		
	令和4年9月30日	まで	(内容)	(備考)		
場所	渋谷エクセルホテル東急 自民党本部		9月29日 新田一郎総務省財政課長 地方財政の課題、課題解決への所見等	自宅 → 新高岡駅 → 東京駅		
			9月30日 滝陽介消防庁救急企画室長 救急行政の現状と課題 茂木 敏光 衆議院議員・幹事長 今後の政策課題と三つの安全保障	→ 新高岡駅 → 自宅		
経費の内容			金額 (単位:円)	経費の内容		金額 (単位:円)
鉄道・バス			40,580	宿泊料		11,300
タクシー 1,620円 2,420円			4,040	食事代		2,000
航空機				会費		
自家用車 @ 37円 × km =			0			
リース車 @ 18円 × 33km =			594			
有料道						
駐車場			600	合計		59,114
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。 枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						

(注1) 備考欄または余白に、公共交通機関及び有料道路については利用区間、自家用車利用の場合は
主な行程を記載すること。

(注2) 自家用車は利用距離数 (Km) をキロ数を入力すると金額が自動計算されます。

(注3) 経費項目の合計は自動計算されます。

收受 令和4年10月20日

決裁 令和4年10月25日

処理 令和4年10月26日

請求書

請求書No: 00008766-001-01
発行日: 令和04年09月28日

篠岡 貞郎 様

富山県知事登録旅行業第2-281号
JAいなば旅行センター
〒932-0051
富山県小矢部市今石動町2-11-12JAVいなば経済センター内
TEL: 0766-68-1211 FAX: 0766-68-3411
責任者: 加賀谷 光宏
担当者: 森谷 和昭

期間: 令和04年09月29日(木) ~
令和04年09月30日(金) 1泊2日

このたびは弊社をご利用いただきまして誠にありがとうございます。下記料金のご請求を申し上げますのでよろしくお願い致します。

合計	お預り金額	請求金額
52,140円	0円	52,140円

No.	項目	単価	数量	金額	備考
1	JR切符代 (グリーン)	40,580	1	40,580	新高岡~東京
2	ルポール麹町 (1泊朝食 税込)	11,560	1	11,560	シングル10300+朝食1260

JAキャッシュサービス

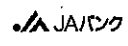
ご利用明細票

毎度ありがとうございます。ご利用明細は下記の通りでございます。どうぞお確かめください。裏面の「ご案内」もあわせてご確認ください。

取引金融機関・店	取扱金融機関・店	機番	通番
59320751	5898268	61	0059
取扱日	口座番号等		
04-10-03	*****		
お取引内容	お振込み		
手数料	¥220	お取引金額	¥52,140
おつり	お取引後残高		
時刻	11:39	*****	
お支払可能残高	*****		

いなば農業協同組合
東部支店
普通 6000266
JAイナハリヨコウセンター様

ソノカ テイロウ様



備考

お振込先 いなば農協 東部支店 普通口座 6000266 口座名義 JAいなば旅行センター

東京駅 → 券改札
領収書 山田 義典

2022年09月29日 -007

メーター運賃 ¥1,620円

合計 ¥1,620円

《お支払内訳》

現金支払 ¥1,620円

車輛番号 001415

毎度ご乗車ありがとうございます。

第一交通株式会社

西新井営業所

東京都足立区江北6-1-1

TEL 03-5647-3300

北千代田
(ホテル) → 赤羽東急ホテル
領収書

現・チ・ク・割引 No.0014

日付 '22年09月29日

車番 3705 000

メーター運賃 ¥2420円

合計 ¥2420円

上記の通り領収致しました

日本交通グループ

三和交通株式会社

175-0093

東京都板橋区赤塚新町3-8-22

お忘れ物は当社へ

TEL 03(3930)5151

□□□□□□□□□□□□□□□□
□ 高岡市富新高岡駅立体駐車場 □
□ 高岡市下黒田3001 □
□ TEL 0766-24-4252 □
□□□□□□□□□□□□□□□□

領収証

入車日時 2022年09月29日 09時11分

精算日時 2022年09月30日 16時10分

No.03-000033 券No.01-400173

駐車料金 (JR認証) 600円

料金計 600円

投入現金 600円

釣銭額 0円

県外・海外政務活動報告書

令和4年10月7日

会 派 自民党富山県議会議員
議員名 彼岡 貞郎

整理番号	790
活動名称	中央省庁本県出向者講師の勉強会・懇談会
目的	講演会及び意見交換会
日程	令和4年9月29日(木)～令和4年9月30日(金)
場 所 〔国名・都市名、施設名、訪問先等〕	9月29日 渋谷エクセルホテル東急6F「プラネッツルーム」 9月30日 自民党本部 7F 701号会議室
相手方等 〔主催者、対応者、参加者、同行者等〕	9月29日 ・総務省自治財政局財政課長 新田 一郎氏 ・中央省庁本県出向者 9月30日 ・消防庁救急企画室長 滝 陽介氏 ・衆議院議員、自民党幹事長 茂木 敏光氏
<p>行程・活動内容</p> <p>9月29日 勉強会 講師:総務省財政課長 新田一郎氏 演題「国における財政課題と富山の抱える個別案件」 コロナ関連は全て国費であり、国の財政は悪化しているが、逆に臨時交付金のおかげで地方財政に恩恵を与えている。北陸新幹線の敦賀以西延伸は、京都府内の整備がトンネル工事等の難工事となり、また政治的な問題で京都の本気度が懸念されている。整備新幹線建設の財源として、JRからの貸付料をある程度あてにしており、今後、JRは赤字路線の廃線に舵を切るとなれば、例えば氷見線・城端線の存続に向けた議論をより現実的に進めるべきと、新田氏は言及した。</p> <p>9月29日 意見交換会 県選出国会議員の皆さんも交え富山県ゆかりの省庁職員と意見交換を行なった。</p> <p>9月30日 勉強会 ①講師:消防庁救急企画室長 滝 陽介氏 演題「救急行政の現状と課題」 コロナ禍により救急出動は4.4%増加しており、救急分野に於ける感染症対応の位置付が明確になった。都道府県は入院患者を当該入院に係る病院又は診療所に移送することができることとされ、都道府県毎に救急活動の流れは異なるものの、救急と医療機関との連携が今まで以上に密接になった。消防は市町村の責任と認識していたが、救急活動における都道府県の役割は無視できない。</p> <p>勉強会 ②講師:衆議院議員 茂木敏光 幹事長 演題「今後の政策課題と3つの安全保障」 物価高対策をはじめとした経済対策として20～30兆円規模の補正を次の臨時国会に提出する予定である。 次の時代に継承できるDX、GX、人への投資、国民生活を守るため、軍事の安線保障だけでなく、経済、エネルギー、食糧の安全保障等、地方に地盤を置く自民党が政策を実行して覚悟である。</p>	

※日帰りの政務活動を含む。

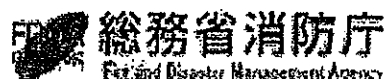
地方財政に係る諸課題



総務省

令和4年9月29日

総務省自治財政局財政課長 新田 一郎



総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

救急行政の現状と課題 ～最新のトピックを中心に～

令和4年9月30日
消防庁救急企画室
室長 滝 陽介

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

整理番号	821	事業概要*	となみ政経懇話会会費 10月から12月分
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	となみ政経懇話会会費	24,000	8,000 × 3ヶ月分 24,000 円
	10月から12月分		
	《合計》*	24,000	

19/2

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0040285	04-10-28	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144		***	106
万円	千円	円	500円
100円	50円	10円	5円
1円			
時刻	ご利用手数料 (消費税込等を含む)	お取引金額	
15:12	¥220 円	¥24,000 円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		
手数料のうち振込手数料		¥220	000026
北陸銀行 砺波支店 普通 5135000 トナミセイケイコンワカイ 様 シノオカ テイロウ 様 電話番号 0766-61-2081			

012015842 X 3021 J 102 X 500 CR

裏面もあわせてご覧ください。

收受 令和 4 年 10 月 31 日
決裁 令和 4 年 10 月 31 日
処理 令和 4 年 11 月 1 日

富山県議会
議員

筱岡 貞郎 様

請求書

となみ政経懇話会

事務局長 有沢 和雄
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘 要	金 額
会 費 (自 令和 4年10月 至 令和 4年12月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合 計	24,000円

振込先	富山県信用組合	北陸銀行	富山第一銀行	砺波信用金庫
支店名	砺波支店	砺波支店	砺波支店	砺波支店
口座種別	普通	普通	普通	普通
口座番号	0386698	5135000	213526	0000290
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

令和4年11月末日までお振込をお願いいたします。

なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	022	事業概要*	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			

経費の内容*	金額(円)*	備考
北日本新聞 購読料	3,380	10 月分
日本経済新聞 購読料	4,000	"
日本農業新聞 購読料	2,623	"
読売新聞 購読料	3,400	"
富山新聞 購読料	3,380	"
「しんぶん赤旗」日曜版	930	"
北陸中日新聞	3,300	"
聖教新聞 購読料	3,374	"
《合計》*	24,387	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-10-25 新聞購読料 *7,380円
 ↳ 北日本 3,380円 + 日経 4,000円
 04-10-24 農業新聞 *2,623円 日本農業新聞

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
 水島902

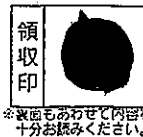


4 年 10 月分

銘 柄	部 数	金 額	備考
1 読売新聞	1	3,400	◇左記の通り領収しました
2			
3			
合計		3,400円	領収日 年 月 日

取扱紙
 読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



收受 令和 4 年 10 月 31 日
 決裁 令和 4 年 10 月 31 日
 処理 令和 4 年 11 月 1 日

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証

22年 10月分 4年10月27日 No. 882302

お名前 彼岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

日本共産党発行の **しんぶん赤旗**

領収書

彼岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

2022年 10月分

930円

上記の金額に該当いたしました。
 ありがとうございます。

高岡市内免2丁目収番1-3号
 日本共産党
 富山地区委員会
 TEL: 0766-23-3281

領収日 / 扱者

集金担当

領収証

彼岡 貞郎 様

¥ 3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年10月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所

山田 和夫

〒932-0123 小矢部市高木147
 TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244



毎度ご愛読くださいますと誠にありがとうございます

新聞購読料 領収証

彼岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2022年 10月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)

販売店 山内 信人
 住 所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	823	事業概要*	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	携帯電話料 9月利用分	2,699	5,399円 × 0.5 = 2,699円		
	ネット使用料 10月利用分	4,491	8,983円 × 0.5 = 4,491円 /		
	自動車リース料 10月分	35,424	70,848円 × 0.5 = 35,424円 /		
	《合計》*	42,614			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
<p>04-10-25: 口座振替 *6,785SMFS(KDDIリョウホ)</p> <p>04-10-27: 口座振替 *8,983HLCトナミエイセイツウシ</p> <p>04-10-25: 口座振替 *70,848NTT(NCS)</p>					

收受 令和 4 年 10 月 31 日
 決裁 令和 4 年 10 月 31 日
 処理 令和 4 年 11 月 1 日

料金後納郵便

親展 重要

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

(2022年10月ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年10月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,785円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お知らせ INFORMATION

●通信サービスで契約のお客さまへのご案内
ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年10月ご請求分(9月利用分)

ご請求先氏名

篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を10月25日口座振替により領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-8-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,785円
うち消費税等 TAX	510円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金日は「口座振替日」の前日までをお願いいたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

ご利用開始日	2022年10月
ご利用終了日	2022年10月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年10月25日

(差出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-8-2 KDDIビル

① 両面の▽部分からでない限り、中を折らずに開いてください。② 雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてから開いてください。

料金内訳書

<凡例>税込または免税料金等: [*]、旧税率計算対象料金: [#]

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年10月7日

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-8-2

ご請求コード	0348103248	総合計	6,785円	ご利用年月	2022年 9月
--------	------------	-----	--------	-------	----------

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 5,399
ご利用番号	5,399		お客様コード
<9月ご利用内訳>	5,399		ご利用月数は2022年10月で27年 3ヶ月目です。
▼プラン利用料	4,480		
auピタットプラン(カケホ/V)		3,980	
auピタットプラン(データ/V)		1,700	データ利用量は0GB~1GBです。
2年契約		-1,500	
LTE-NET		300	
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auピタットプラン(カケホ/V)	126		
通話料		13,500	
SMS(Cメール)送付料		126	
auピタットプラン(カケホ/V)割引額		-13,440	
au→自宅割		-60	au→自宅割により対象通話を割引します。
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等(1.0%)	490		1.0%消費税の課税対象額 4,909円
●auかんたん決済利用料			●合計
ご利用番号			
▼auかんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込			
auサービス情報料/税込			
●紙請求書発行等手数料			●合計
▼紙請求書発行手数料			
▼消費税等(1.0%)			1.0%消費税の課税対象額 円



932-0102

富山県小矢部市水島902

筱岡 貞郎

様



1-001100-B-10

料金のご案内

親展

となみ衛星通信テレビ株式会社

〒939-1533 南砺市八塚568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル:0120-476-764)
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からでないにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

こちらからゆっくりとはがしてご覧ください。

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2022年10月27日(木)

この度、弊社ケーブルプラス電話・ケーブルひかり電話・ケーブルスマホをご契約されているお客様にご負担をお願いしている「電話リレーサービス料」について、電話リレーサービス支援機構の算定による番号単価改定に伴い、2022年4月ご利用月から2022年9月ご利用月まで1番号当たり毎月1円ずつ合計6円に改定いたします。お客様におかれましてはご理解・ご協力の程宜しくお願い申し上げます。詳細は弊社ホームページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2022年 10月 17日 発)

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	8,983 円
お支払口座	金融機関名 [REDACTED] 支店名 [REDACTED] 口座種別・番号 [REDACTED] *** 口座名義人 シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3630	毎月払い	2022/10/01~2022/10/31
ネット使用料(ベーシックセット)	3960	毎月払い	2022/10/01~2022/10/31
ケーブルプラス電話基本料	1463	毎月払い	2022/09/01~2022/09/30
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2022/09/01~2022/09/30
電話リレーサービス料	1	毎月払い	2022/09/01~2022/09/30
国内通話料	290	毎月払い	2022/09/01~2022/09/30
トリプル割(TV+NET+TEL)	-363	毎月払い	2022/09/01~2022/09/30

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	969	事業概要	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			

経費の内容*	金額(円)*	備考
北日本新聞 購読料	3,380	11月分 /
日本経済新聞 購読料	4,000	/
日本農業新聞 購読料	2,623	/
読売新聞 購読料	3,400	/
富山新聞 購読料	3,380	/
「しんぶん赤旗」日曜版	930	/
北陸中日新聞	3,300	/
聖教新聞 購読料	3,374	/
《合計》*	24,387	/

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-11-25 新聞購読料 *7,380
 04-11-21 農業新聞 *2,623

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
 水島902



4 年 11 月分

銘	柄	部数	金額
1	読売新聞	1	3,400
2			
3			
合計			3,400円

領収日 年 月 日

取扱紙 読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
 菅沼善久
 〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
 TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



収受 令和 4 年 12 月 8 日
 決裁 令和 4 年 12 月 13 日
 処理 令和 4 年 12 月 13 日

*裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証

22年11月分 4年11月29日 No. 882302

お名前 筱岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
8%税率対象合計 3,380
10%税率対象合計 0



富山新聞販売 (株)

小矢部センター
小矢部市小矢部町3-10
TEL (0766) 67-5888
FAX (0766) 53-5887

集金担当



日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

筱岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

930円
2022年11月分
上記の金額正に領収いたしました。
高岡市内免2丁目7番1-3号
日本共産党 奥西地区委員会
TEL 0766-23-3281

領収日 / 扱者

領収証

篠岡貞郎 様

3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年11月分購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年月日
北陸中日新聞 津沢専売所
山田和夫
〒932-0123 小矢部市高木147
TEL(0766)61-3244 FAX61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

新聞購読料 領収証

筱岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2022年11月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。(10%対象 1,440)
(8%対象 1,934)

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422


お申込No. 16015-17697(378)-11



政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

整理番号	970	事業概要*	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料	
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費		
内容				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考	
	携帯電話料 10月利用分	2,720	①	5,441円 × 0.5 = 2,720円 /
	ネット使用料 11月利用分	4,442	②	8,884円 × 0.5 = 4,442円 /
	自動車リース料 11月分	36,080	③	72,160円 × 0.5 = 36,080円 /
	プリンターインク	3,250	④	6,501円 × 0.5 = 3,250円 /
《合計》		46,492	/	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				
04-11-25 口座振替 ① *6,827SMFS(KDDI)の 04-11-28 口座振替 ② *8,884HLCトキエイトの 04-11-25 口座振替 ③ *72,160NTT(NTCS)				
発行日:2022年11月29日				
領収書			管理No.0262-404-0002801	
篠岡貞郎 様			伝票No.0262-404-173665	
¥6,501— (内消費税 ¥591) ④				
但しUSB インク			代として。	
支払内訳 カード 商品券	¥4,501 ¥2,000	10%対象 ¥6,501(内消費税 ¥591)	上記の金額正に領収いたしました。	
 B0262404173665B			株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1-1 ※印刷面を内側に折って保管願います。	
3199129019 BC1351XLY 351 キャノン 1:持帰 外10 01 ¥1,195			印 抵 税 申 告 納 付 に つ き 高 崎 税 務 署 承 認 済	
3199128012 BC1351XLM 351 キャノン 1:持帰 外10 01 ¥1,195				
7154444018 MFHTU3BQ32GBU 32G フロッピーメモリ 1:持帰 外10 2 880× ¥1,760				
7154445015 MFHTU3BQ32GPN 32G フロッピーメモリ 1:持帰 外10 2 880× ¥1,760				
T 磯波店				
収受		令和 4年 12月 8日		
決裁		令和 4年 12月 13日		
処理		令和 4年 12月 13日		

料金後納郵便

親展 重要

552-0102

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-2-1 KDDIビル

請求書



5520102 5520102 5520102 5520102 5520102

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金には
「口座振替日」の前日までにもお願いいたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

請求書月	2022年11月
請求書期	2022年10月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年11月25日

(発行人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-2-1 KDDIビル

① 画面の↓部分からご利用のサービスを選択してください。② 雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからお使いください。

INVOICE FOR SERVICES

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年11月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,827円
金額合計	*****
支店名	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことができます。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年11月ご請求分(10月利用分)

ご請求先氏名
篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を11月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-2-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,827円
うち消費税等 TAX	514円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

料金内訳書

<凡例>税込または免税料金等: 「*」、旧税率計算対象料金: 「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年11月 5日 KDDI株式会社

請求コード	0348103248	合計	6,827円	利用年月	2022年10月
-------	------------	----	--------	------	----------

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 5,441円
ご利用番号	5,441		
<10月ご利用内訳>	5,441		
▼プラン利用料	4,480		
auビタットプラン(カケホ/V)		3,980	
auビタットプラン(データ/V)		1,700	
2年契約		-1,500	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auビタットプラン(カケホ/V)	165		
通話料		11,720	
SMS(Cメール)送付料		165	
auビタットプラン(カケホ/V)割引額		-11,720	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等(10%)	494		10%消費税の課税対象額 4,947円
●auかんたん決済利用料			●合計
ご利用番号			
▼auかんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込		*	
auサービス情報料/税込		*	
●紙請求書発行等手数料			●合計
▼紙請求書発行手数料			
▼消費税等(10%)			10%消費税の課税対象額

10%消費税の課税対象額

C3AKMA4N3X0254126#

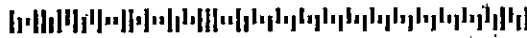


932-0102

富山県小矢部市水島902

筱岡 貞郎

様



1-001221-B-10

料金のご案内

親展

となみ衛星通信テレビ株式会社

〒939-1533 南砺市八塚568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル:0120-476-764)
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からいねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

こちらからゆっくりとはがしてご覧ください。

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2022年11月28日(月)

となみ衛星通信テレビ株式会社



(2022年 11月 16日 発行)

お客様番号	[Redacted]
今回ご請求額(税込)	8,884 円 ②

お支払口座	金融機関名	[Redacted]
	支店名	[Redacted]
	口座種別・番号	****
	口座名義人	シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3,630	毎月払い	2022/11/01~2022/11/30
ネット利用料(ベーシックセット)	3,960	毎月払い	2022/11/01~2022/11/30
ケーブルプラス電話基本料	14,633	毎月払い	2022/10/01~2022/10/31
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2022/10/01~2022/10/31
国内通話料(KDDI宛)	8	毎月払い	2022/10/01~2022/10/31
国内通話料	184	毎月払い	2022/10/01~2022/10/31
トリプル割(TV+NET+TEL)	-363	毎月払い	2022/10/01~2022/10/31

に負担します。この場合、甲は乙に対し、それらの費用の償還等を請求することはできません。

3. 甲は、住所、自動車の使用の本拠の位置を変更し、又は乙の承諾を得て自動車の用途その他自動車検査証等の記載事項を変更した場合、法令等に基づき速やかに自動車検査証記載入申請等の手続きを甲の責任と負担で行います。又、変更登録が必要な場合、甲は、乙が実施する変更登録手続きに協力し、その変更登録に係る費用を負担します。
4. 乙は、自動車の修理又は点検整備等をなす場合、甲に対し代車の提供及び休業補償は何等その責に任じないものとします。
5. 甲は、乙又はその代理人から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入りや説明資料の提供等の申し入れがあったとき、又は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、探検等を設置するよう申し入れがあったときは、正当な理由がある場合を除き、直ちにこれに応じます。

(第三者に対する損害賠償)

- 第9条 甲は、自動車の保管、若しくは使用に起因する人的・物的損害について、その損害が甲の過失によるものか否かを問わず、自ら賠償の責めを負い、法令等に従い事件解決をはかります。
2. 前項の場合、乙が第三者に対し賠償金を支払ったときは、甲は、乙が支払った一切の金額を乙からの請求により乙に支払わなければならないものとします。

(自動車の損害)

第10条 甲は、自動車の納車日から乙へ自動車を返還するまでに天災地変や盗難その他甲乙いずれの責にも帰さない事由により自動車に損傷、紛失又は使用できない期間が生じた場合(天災地変等を原因とする自動車の事故点検や修理等で使用不能の期間を含む)、直ちに乙に書面でその旨を通知すると共に、その事由の如何を問わず、次の各号の通り、甲が損害を負担します。

- (1) 自動車の一部損傷が可能な場合、甲はその責任と負担で自動車を完全な状態に修理又は復元します。この場合、甲は乙に対し、リース料の支払いを拒むことができず、又自動車の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額、休業補償及び損害賠償等を請求できません。又、甲は本契約の目的を達成することができない場合でも、本契約を解除することはありません。
- (2) 自動車の一部又は全部に損傷が生じ修理が不可能な場合又は法律の改廃制定により自動車を使用できない場合、甲は、損害負担として表(11)記載の規定損害額とリース期間満了時における設定残価及びリース料・預託金相当額との合計額から、リース料に含まれる表(9)記載の諸費用のうち乙が甲に返還可能な未発生費用を控除した金額(以下「損害負担金」という。)を直ちに現金で乙に支払い、この支払完了と同時に本契約は終了します。
- (3) 自動車に盗難された場合、甲はその責任と負担で直ちに所轄の警察署に盗難届を提出し、警察署から出される受理番号を乙に通知します。又、甲は乙と協力して自動車の抹消登録を行うと共に前号の損害負担金を直ちに現金で乙に支払い、自動車の抹消登録及び損害負担金の支払完了と同時に本契約は終了します。

(保険)

第11条 リース料に自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という。)の保険料を含む場合、乙が自賠責保険を付保し、リース料に保険料を含まない場合、甲が、リース料とは別に保険料を負担して自賠責保険を付保し、リース期間中これを継続します。

2. 自動車保険(以下「任意保険」という。)は、甲がリース料とは別に保険料を負担してこれを付保し、リース期間中継続します。この場合、車両保険の被保険者は乙とし、保険金額は乙が定める以上の付保可能な限度内で甲の希望する保険金額とします。
3. 前項の規定にかかわらず、リース料に任意保険の保険料を含む場合、乙が表(10)記載の任意保険を付保します。この場合、甲の申出により乙が保険会社や保険内容の変更手続きを行う場合、この変更により保険料に差額が生じたときは、甲は乙からの請求を速やかに乙に提出します。
4. 甲が本条に基づき自賠責保険又は任意保険を付保する場合、当該保険証券又はその写しを速やかに乙に提出します。
5. 任意保険で填補されない天災地変や甲の故意又は重大な過失等保険約款の免責条項に起因する損害や自動車保険に免責額が定められている場合、その免責額は甲が負担します。
6. 保険事故が発生した場合、甲はその責任と負担で、自ら又は自動車の運転者をして直ちに事故現場における危険防止措置や負傷者の救護措置を講じ、最寄りの警察署に届出のものとします。又、保険会社及び乙に事故の発生日時、内容等を速やかに書面等で通知し、保険金受取りに必要な全ての書類を速滞なく揃え保険金の請求受領を乙の指示に従って行います。なお、甲は保険事故発生時に第三者との間で乙に不利益な取決め(示談)をしないものとします。
7. 乙が保険会社から自動車の損失にかかわる保険金の支払いを受けた場合、次の各号の通りとします。

- (1) 自動車の修復が可能な場合、甲が前条第(1)号の規定に従い自動車を修繕・修復した場合には限り、乙が受け取った保険金を限度として、その費用相当額を甲に支払います。
- (2) 自動車が滅失又は毀損して修理、修復不能の場合、甲は、乙が受け取った保険金を限度として、前条第(2)号の支払いを免れます。
8. 自賠責保険及び任意保険により填補されない損害は、第9条に基づき甲が全て負担します。
9. その他保険に関する取り扱いは、保険会社の約款・取扱規定に従います。

(禁止行為)

第12条 甲は、次の各号の行為をすることができません。

- (1) 第三者への自動車の譲渡、担保差入れ等、乙の所有権を侵害する行為をすること。
- (2) 自動車を酷使し、レース・ラリーその他一般に自動車が行わない場所や本来の用法に反して使用したり、個人用・家庭用として使用する場合でも通常の範囲を超えて使用すること。また、国外に持ち出すこと。
- (3) 積載量、定員、速度等自動車に定められた限度を超えて使用すること。
- (4) 本契約に基づく甲の権利又は甲の契約者たる地位を第三者に譲渡すること。
- (5) 法令の改廃制定により自動車を使用することができなくなったときや自動車の使用制限命令を受けたときに自動車を使用すること。
- (6) 甲自ら又は第三者を利用して、乙に対し、脅迫的、暴力的な言動又は法的な責任を超えた不当な要求をすること。
2. 甲は、乙の書面による承諾なしに次の各号の行為をすることができません。
- (1) 自動車を転貸する等第三者に使用させること。
- (2) 第8条第2項の場合を除き、自動車にカーナビゲーションシステム、ドライブレコーダーその他の機器及びハードディスク、SDカード等の記録媒体等(以下総称して「機器等」という。)を設置又はその一部を除去若しくは交換し、その他自動車の加工、模様替え等によりその原状を変更すること又は自動車の用途や保管場所を変更すること。
- (3) 自動車検査証等の記載を変更し、又は自動車の用途や保管場所を変更すること。
- (4) 本契約に基づく甲の契約者たる地位を第三者に引受けさせること。
3. 前項第(2)号の規定に基づき、甲が機器等を設置したことにより自動車の品質等が本契約の内容に適合しなくなった場合、乙は一切責任を負わず、甲が、その責任と負担で解決するものとします。
4. 乙は、その選択により甲が付着させた機器等の所有権を無償で取得することができます。但し、機器等に個人情報や記録されている場合、甲は、甲の責任と負担でこれを消去します。

(通知義務)

第13条 甲及び連帯保証人は、次の各号に定める事由が一つでも生じたときは、直ちにその旨を乙に書面で通知します。

- (1) 住所、氏名、勤務先、職業、収収法に基づき乙に申告した事項その他重要な変更が生じたとき。
- (2) 第14条第1項各号に定める事由一つでも生じ又は生じるおそれのあるとき。
- (3) 自動車につき盗難、滅失、毀損、損傷、故障その他事故が発生したとき。
- (4) 自動車につき盗難、滅失、毀損、仮処分若しくは強制執行をなす又はその占有を侵害する等、自動車に対する乙の権利が侵害され又はそのおそれがあるとき。
- (5) 自動車自体又はその保管若しくは使用に起因する事故により他人に人的・物的損害が発生したとき。
- (6) 公安委員会から自動車の使用制限命令を受けたとき、又は道路交通法に定められる自動車検査証の返付拒否の対象となったとき、若しくは公安委員会に免許の拒否等がされ

たとき。

- (7) 甲又は法人でない連帯保証人が、家庭裁判所の審判により後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき、任意後見監督人が選任されたとき、既に補助、保佐、後見開始の審判を受けたとき、任意後見監督人が選任されているとき、又は甲が自動車の運転に必要な運転免許証を有していないとき。

(期限の利益の喪失)

第14条 甲又は連帯保証人に次の各号の一つにでも該当したときは、乙から通知催告等がなくても甲は残存するリース料全額その他甲の乙に対する一切の債務について、(債務の各支払期限の到来まではその支払いをしなくてもよいという)甲の利益(以下「期限の利益」という。)を当然に失い、直ちにこれを全額支払います。

- (1) 甲の乙に対する債務の一つでも支払いを怠り、二十日以上相当の期限を定めた書面又は電磁的方法による乙の催告に対し、期限内に債務の支払いをしないとき。但し、本契約が甲にとって商行為である場合、甲の乙に対する債務の一つでも期限内に支払わないとき。
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立又は破産、民事再生その他これらに類する手続開始の申立があったとき。
- (3) 租税公課を滞納して督促を受け又は保全差押を受けたとき。
- (4) 営業の譲渡や廃止をし、又は解散したとき。監督官庁から営業の停止、営業免許又は営業登録の取消等の処分があったとき、その他本契約に基づく債務の履行が困難になる事実が発生したとき。
- (5) 死亡したときまたは逃亡、失踪又は刑事上の処罰を受けたとき。
- (6) 手形又は小切手等を一回でも不渡りにしたとき、又は電子記録債権の支払不能を発生させたとき、その他支払を停止したとき。
- (7) 甲の責めに帰すべき事由で乙に甲の所在が不明となったとき。又は資産、信用等が著しく悪化したと認められた相当の事由があるとき。
- (8) その他本契約に違反し相当の期間を定めてその解消を催告したにもかかわらず、解消されないとき。

2. 前項各号の一つに該当する事由が生じ、乙が自動車の保全のため甲にその返還を請求したときは、甲は、直ちにこれに応ずるものとします。

(契約の解除)

第15条 乙は、甲又は連帯保証人に次の各号の一つに該当する事由が生じた場合、甲又は連帯保証人の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、乙は相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができます。但し、民法第542条第2項各号又は同条第2項各号に掲げる場合、乙は、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。

- (1) 前条第1項各号に定める事由の一つでも生じたとき。
- (2) 甲が不当に自動車の引取りの遅延又は拒絶をしたとき。
- (3) 自動車が一つも必要な保存行為をしなかったとき。
- (4) 甲が、第13条第(7)号に該当し、自動車の運転その他本契約の継続が困難であるとき。但し、成年後見人、保佐人又は補助人から乙に対し、甲の後見開始等の審判を受けたときから5日以内に書面で、甲が自動車の運転その他本契約の継続が可能であることを通知し、証明したときは除きます。
- (5) 第34条第1項又は第2項で表明保証し、又は確約した事項のいずれかに違反することになったとき。
- (6) 本契約に定める各条項の一つでも違反し、又は信頼関係を損なう義務違反をしたとき。但し、その違反が解消可能なものである場合は、乙がその違反を認識した日から5日経過しても解消されないときに限ります。
2. 前項より本契約が解除されたときは、乙は、甲乙間の一切の契約を同時に解除することができます。これにより発生する損害は全て甲が負担するものとします。

(契約解除の効果)

第16条 前条により本契約が解除された場合、甲は表(11)記載の規定損害金を直ちに現金で乙に支払います。

2. 本契約の解除が自動車の引渡完了前になされ、乙に売主に支払うべき違約金又は損害賠償金が生じたときは、甲はこれを直ちに現金で乙に支払います。
3. 第15条第1項第(5)号による契約解除により、甲又は連帯保証人に損害が生じても、甲は、一切その責任を負いません。

(自動車の返還)

第17条 本契約が期間満了、契約解除その他の事由により終了したとき、又は乙から自動車返還請求があったときは、甲は、第12条第4項の規定により乙が取得した機器等を除き、直ちに甲の責任と負担で自動車と原状回復(以下「原状回復」という。)したうえで(公安委員会による運転禁止標章の貼付があるときは、これを除く)手続きを完了し、乙の指定する日時・場所において乙に自動車、自動車の鍵、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を返還します。但し、第4条の規定により甲乙間で再リース契約又は売買契約を締結するときは除きます。なお、本契約における原状回復とは、自動車の使用、保管により発生した自動車の価値の減少のうち、甲の故意・過失、善悪注意義務違反その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を回復することをい

- い、又自動車の設置した機器等に記録されている情報の消去(以下「データの消去」という。)や自動車内の残置物の除去を含みます。
2. 甲は、乙に対する自動車の返還を完了するまで善良な管理者の注意をもって自動車を保管します。なお、自動車の運搬等その返還に要する費用は、甲が負担するものとします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、乙に返還された自動車が原状回復されていない場合、又は改造・模様替え等による価値の減少があった場合は、甲は乙にその損害を賠償します。又、甲乙間でリース料の算出根拠とした甲の自動車の使用条件を甲が著しく超過して自動車を使用したことが確認できた場合、乙は、自動車の減価相当額を甲に請求できるものとします。

4. 本条第1項のデータの消去は、甲の責任と負担で行うものとし、乙は、データの消去につき一切責任を負わず、自動車の返還後又は引渡後にデータが漏洩したとしても、甲の責任と負担で解決するものとします。

5. 乙に返還された自動車に機器等や残置物(以下総称して「残置物等」という。)がある場合、甲はそれらの所有権を放棄し、乙に対し残置物等の買取りを請求できないものとし、乙が任意の方法で残置物等を処分することにつき異議を述べません。なお、残置物等の処分費用は甲の負担とします。
6. 乙が返還された自動車及び残置物等を廃棄処分する場合、法令等の改廃制定により廃棄にかかわる費用等が発生したときは、乙は、甲に当該費用の全部の負担を求められることができます。

7. 甲が乙に対する自動車の返還を怠ったときは、乙は、自ら又は第三者に委託して自動車を回収することができるものとします。また、自動車が第三者の占有下にあるため、乙がその回収に際し、甲の当該第三者に対する債務を立替支払って自動車を回収した場合、甲はその立替金を直ちに現金で乙に支払います。なお、自動車の回収にかかわる諸費用は甲の負担とします。

8. 甲は、乙に対する自動車の返還が遅れた場合、返還完了までの経過日数に応じ、リース料相当額の賠償金を乙に支払うほか、本契約上の債務を引き継ぎ負担するものとします。

9. 甲が乙に自動車の返還をしない場合、又は不可能な場合、甲は、損害負担金を直ちに乙に支払います。なお、自動車の盗難により返還不能の場合は、第10条第(3)号が適用されるものとします。

(リース期間満了時の設定残価の清算)

第18条 本契約が期間満了により終了し、乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定残価の清算を行うものとします。

- (1) 表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、リース期間満了時の自動車の設定残価は、表(8)記載の設定残価とし、本契約が期間満了時自動車につき、再リース契約又は売買契約を締結しないときは、自動車を他に換価処分した金額(以下「処分価額」という。)又は一般財団法人日本自動車査定協会その他公正な機関の評価に基づく評価額(以下「評価額」という。)から、それぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を設定残価と対比し、当該残額が設定残価を超えるときは、乙はその超過額を現金で甲に支払い、又当該残額が設定残価に達しないときは、甲はその不足額を現金で乙に支払います。但し、清算金には清算時の消費税率に基づく消費税等が別途かかります。
- (2) 清算方式がクローズドエンド方式の場合、リース期間満了時の設定残価の清算は行わ

ないものとします。但し、第17条第3項に定める原状回復費用や甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の清算は除きます。

(契約解除時の設定残債の清算)

- 第19条 第15条第1項各号により本契約が解除され乙が自動車の返還を受けたときは、次の各号の通り甲乙間で設定残債の清算を行うものとします。
(1) 表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式の場合、処分価額又は評価額からそれぞれ処分又は評価に要した一切の費用を控除した残額を表(8)記載の設定残債と対比し、当該残債が設定残債を超えるときは、その超過額を表(11)記載の規定損害金の一部に充当し、又当該残債が設定残債に達しないときは、甲はその不足額と規定損害金との合計額を直ちに現金で乙に支払います。但し、清算金には清算時の消費税等に基づき消費税等が別途加算されます。
(2) 清算方式がクローズドエンド方式の場合、契約解除時の設定残債の清算は行わないものとします。但し、第17条第3項に定める原状回復費用及び甲の自動車の使用条件を著しく超過したことによる減価分の清算は除きます。

(自動車の買取り)

- 第20条 甲が自動車の買取りを希望し第4条第(2)号の規定により書面にて乙に甲入れ、甲が乙所定の審査基準を満たした場合、表(8)記載の清算方式がオープンエンド方式であること及びリース期間満了時に甲の乙に対するリース料の支払いその他本契約に基づく債務がないこと並びに本契約とは別に甲乙間の契約がある場合、当該契約において甲の乙に対する債務の履行が遅延していないことを条件に、甲は乙から甲に自動車(以下「リースアップ車」という。)を買取ることができるものとします。この場合、本条に定める条件の他乙所定の売買契約書に定める条件でリースアップ車につき売買契約を締結するものとします。
2. 前項の売買契約におけるリースアップ車の販売価格は、表(8)記載の設定残債相当額とし、リースアップ車の売買代金(以下「売買代金等」という。)は、この販売価格とこれに対する買取時の消費税等に基づき消費税等及び再資源化預託金等(リサイクル預託金等)の合計額とします。
3. 前項の売買代金等とは別にリースアップ車の運搬等に要する費用(請負報酬を含む。)、売買契約や所有権移転にかかる公租公課等(リサイクル預託金や再度課税される場合の環境性能制を含む。)、使用の本拠地の変更に伴う手数料、所有権移転登録にかかる費用等及びリース期間満了日以降の自動車税は全て甲の負担とし、既に乙が支払済みの場合は、甲は直ちにこれを乙に支払います。
4. 前項の売買代金等の支払時にリースアップ車が存在する場合、乙から甲へのリースアップ車の引渡は、前項の売買代金等の支払いその他本契約に基づく債務の支払が完了したときにリースアップ車の所在場所において現状有姿のまま債務の引渡しの方法により行うものとし、この引渡しと同時にリースアップ車の所有権は乙から甲に移転します。但し、リースアップ車の所有権移転登録は、甲が甲の責任と負担で直ちにを行うものとします。
5. リースアップ車は、本契約期間中、継続して甲が使用・保管し、道路運送車両法に基づき点検等を行っていたことから、リースアップ車の品質等が売買契約の内容に適合しない場合でも、乙はその責任を負いません。

(遅延損害金)

第21条 甲は、甲が本契約に定める債務の履行を怠ったときは支払期日の翌日から、乙が甲のための費用を立替した場合は立替金の償還を怠ったときは立替日から、いずれも完済に至るまで、支払すべき金額に対し年14.6%の割合(年365日の日割計算)による遅延損害金を乙に支払います。

(公租公課)

- 第22条 表(9)記載のリース料に含まれる費用は乙が負担しますが、リース期間中に法令の改正、公租公課の変更等、保険料の変更等により乙の費用負担が増加した場合、甲がその増加分を負担し、甲は乙の請求により直ちにその増加分をリース料とは別に乙に支払います。
2. 消費税及び地方消費税(以下総称して「消費税等」という。)は、甲の負担とします。表記載の消費税等は本契約成立日現在の税率により計算したものであり、当該税率が変更された場合、甲は変更後の税率により計算した消費税等額を乙に支払います。
3. 本条第1項に該当する乙負担の費用を除き、自動車の取得、所有、保管、使用(自動車に設置された機器等に關するものを含む。)及び本契約に基づく取引に際し又は課されることのある公租公課等(以下総称して「公租公課等」という。)の全ての賠償は名義人の如何にかかわらず甲が負担します。
4. 甲は、前項の公租公課等の何れかを乙が収めることとなったときは、その納付の前後を問わず乙の請求により直ちにリース料とは別に乙に支払います。

(費用負担)

- 第23条 本契約の締結及び甲の債務履行等に要する費用は、甲の負担とします。
2. 乙が本契約に関し、本来の権利を守り若しくは回復するため又は第三者から法律上理由がある請求を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、甲は乙が負担した自動車の搬出費用(請負報酬を含む。)、弁護士報酬その他甲の費用を乙に支払います。
3. 法令等の改正等により自動車に安全装置等の設置が必要とされた場合、当該装置及び設置にかかわる費用は全て甲がリース料とは別に負担するものとします。

(乙の権利の移転等)

- 第24条 乙は、本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関に譲渡、質入し又は自動車に担保権を設定することができるものとします。甲はこれを承諾します。
2. 甲が乙の承諾を得て自動車を買取したときは、乙は、甲の買取先に対する権利の譲渡を甲に請求できるものとします。この譲渡の結果、乙が甲の買取先からリース料等を受領したときは、甲乙間で当該受領金額と乙が甲から受領すべきリース料等との差額を清算するものとします。

(相殺の禁止)

第25条 甲は、本契約に基づき乙に対し負担する債務を乙又は乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。

(報告の義務等)

第26条 甲及び連帯保証人は、乙の請求によりその勤務先の確認や支払能力を調査するための書類等及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

(弁済の充当)

第27条 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、甲が適当と認める時、順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

(連帯保証人)

- 第28条 連帯保証人は、本契約の各条項を承認し、本契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「本件債務」という。)につき、甲の委託を受け甲と連帯して債務履行の責を負うものとします。本契約の終了後、甲乙間で再リース契約又は売買契約を締結する場合も同様とします。但し、法人でない連帯保証人の負担は、本契約書に記載する極度額を限度とします。また、連帯保証人が法人の場合、その取締役会等の承認を得て有効に連帯保証したものであることを確認します。
2. 乙が、連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対してこの履行の請求が及ぶものとします。
3. 連帯保証人は、乙がその都合により他の保証人又は担保を変更若しくは解除したとき、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。また、連帯保証人が保証債務を履行した場合に代位によって乙から取得した権利は、甲乙間の契約が終了し甲の乙に対する債務の全てが弁済され、書面による乙の承諾がなければ乙の権利に代位しません。
4. 甲が自動車を主として個人用、家庭用に使する場合は、従って甲の専業に自動車を使用するなど本件債務の範囲に甲の専業のために負担する債務が含まれ、かつ連帯保証人が法人でないときは、甲は本日現在、保証を委託する連帯保証人に民法第465条の1第1項各号に定める情報(①甲の財産や収支の状況、②本件債務以外に負担している甲の債務の有無並びにその内容及び履行状況、③本件債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときはその旨及び内容)を全て提供済みであり、提供した情報が真実、正確であり不足がないことを乙に対して表明及び保証します。また、当該連帯保証人は、甲から保証の委託を受けるにあたり、本契約締結日現在、甲から全ての情報提供を受け、これを十分に理解したうえで連帯保証人となることを乙に対し表明及び保証します。
5. 連帯保証人から請求があった場合、乙は、連帯保証人に対し連帯する民法第458条の2に基づき本件債務の支払状況、規定損害金その他本契約から生じる甲の債務に代たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来し

ているものの額に関する情報を提供します。また、連帯保証人が法人でない場合、甲が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は当該連帯保証人に対し、その旨を通知します。

- 6. 甲は、乙が民法第458条の2又は第458条の3の規定に基づき連帯保証人に対し情報提供を行うことを拒絶し当該情報提供に異議を述べないものとします。
7. 連帯保証人が第14条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲は直ちにその旨を乙に書面で通知すると共に、乙の同意基準を満たす新たな連帯保証人に保証委託するものとします。

(通知の効力)

- 第29条 乙は、甲又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り本契約書の住所及び氏名欄の記載に従って通知します。
2. 甲又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠った場合、甲又は連帯保証人が不明になつた場合、乙からなされた書面による通知が延着又は到達しなかつた場合、又は甲又は連帯保証人がその内容を推知することができなかつたにもかかわらず通知を受領しなかつた場合は、その通知が通常到達すべき時に到達したものとします。また、甲又は連帯保証人が不在のため、乙からなされた書面による通知が郵便局に留置された場合、その留置期間満了時に甲又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。
3. 前項により、甲及び連帯保証人は、乙からなされた書面による通知が延着又は到達しなかつたことによって生じた損害又は不利益を乙に対して主張することはできません。

(公正証書)

第30条 甲及び連帯保証人は、乙が請求したときはいつでも本契約に定める債務について執行照会事項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は甲の負担とします。

(合意書)

第31条 本契約に関して疑義又は紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決します。協議が必要ないときは、甲乙及び連帯保証人は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をその管轄裁判所とします。

- 2. 前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときは、甲及び乙は、当該協議を行う旨の合意書や書面又は電磁的記録にを行うものとします。

(個人情報)の取り扱い

第32条 甲は、甲又は連帯保証人が個人の場合、次の各号の個人情報保護措置を講じたうえで収集・保有・利用し、又乙が本契約の遂行のために業務委託をする契約代行人、自動車製造会社等、本契約に自動車保険や簡易メンテナンスサービスを含む場合、その保険会社、メンテナンス委託工場及びリース料の代金決済事務委託会社等に個人情報を提供できるものとし、甲及び連帯保証人は、異議なくこれを承諾します。

- (1) 甲及び連帯保証人が乙所定の申込書・契約書等に記載し、又は乙に通知した甲及び連帯保証人の氏名、生年月日、住所等の個人情報や自動車やその保管場所、取引金融機関等に関する個人情報
(2) 本契約に関する個人情報
(3) 収税法に定める本人確認書類又はその写しから得た個人情報
(データ等の取扱い)

第33条 甲は、乙が一般財団法人自動車検査登録情報協会又は一般社団法人全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用することを承諾します。

- 2. 乙が商号又は住所等を変更するにあたり、自動車検査証の記載事項の変更・移転登録等の手続きとなった場合、甲はこれに協力します。
3. 甲及び乙は、自動車の保守、安全な運行のため又はリース契約のサービス向上のため、自動車から得られるデータ(メンテナンスやドライブレコーダー関連サービスを含み、自動車から得られるデータ)を含む、以下総称して「自動車データ」という。)をA1開港場のため乙が活用することを承諾します。この場合、自動車データは特定の個人と対応関係を排除し、自動車の保守、走行等の共有要素となる項目を同分類に抽出・集計し、傾向又は性質等を数値的に把握する統計データとします。

(反社会的勢力との関係排除)

第34条 甲及び連帯保証人は、本契約の締結日現在及び将来にわたって、自ら(法人の場合は役員を含む。以下同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等偽らうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)のいずれにも該当しないこと、及び乙の各号のいずれにも該当しないことを表明、確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
(3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力の威力を利用して又は認められる関係を有すること。
(4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等の関与していると認められる関係を有すること。
(5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲及び連帯保証人は、自ら若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
(1) 暴力的な要求行為。
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
(3) 相手方との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
(5) その他前各号に準ずる行為。
3. 甲は、乙の承諾の有無にかかわらず、自動車を反社会的勢力に甲の契約者たる地位を譲渡したり、転貸してはならないものとします。

(特約事項)

第35条 表(13)記載の特約は、本契約の他の条項に優先して適用され、本契約と異なる場合はここに記載するか、別に書面で甲乙が合意しなければ効力はないものとします。

簡易メンテナンス約定

(リース料)

第1条 表(1)記載の契約の区別が簡易メンテナンスリース契約の場合、表(6)記載のリース料には表(12)記載の簡易メンテナンスサービス(以下「らくらく車検」という。)の諸費用を含みます。そのため、甲は基本約定第8条第2項に定める費用のうち、らくらく車検にかかわる諸費用を負担する必要はありません。

(らくらく車検)

第2条 らくらく車検の範囲は、表(12)記載の通りとし、甲は、乙の指定する表(12)記載のメンテナンス委託工場(以下「委託工場」という。)に依頼してこれを受けるものとします。但し、らくらく車検の範囲外の費用は甲の負担とし、委託工場から甲へ請求があり次第、甲は直ちにこの費用を委託工場に支払います。
2. 乙又は委託工場の事前の書面による承諾を得ずに、甲が委託工場以外の整備工場等で車検等を受けた場合、この費用はらくらく車検の範囲外とし、甲がリース料と別に当該費用を負担します。

(車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意)

- 第3条 甲は、らくらく車検の継続車検又は構造変更検査(以下「継続車検等」という。)の実施に際し、乙又は委託工場が一般社団法人日本自動車整備振興会連合会又は各都道府県警察に対し、自動車に係る放置違反金滞納の有無を確認すること、又この確認に甲の同意書等が必要となるときは、乙の請求後直ちに同意書等に記(署名)名捺印することに同意します。
2. 甲は、自動車の継続検査を行う場合、委託工場が保安基準適合証の交付に代えて当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供するものと承諾します。
3. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても乙は一切責任を負いません。また、放置違反金の滞納等に起因して保安基準適合証の有効期限が切れた場合、保安基準適合証の再取得に係る一切の諸費用は甲が負担するものとします。

契約主要事項一覧表

(1) 契約の区別		ファイナンスリース	台数 1 台	(含まれるもの○ 含まれないもの×)				
リース自動車の表示	車名等	トヨタ カムリ G 2WD CVT	2 WD	(9) 自動車税環境性能割	(×) 含まれない			
	型式	DAA-AKVH70		(軽)自動車税	(○) 含まれる			
	ミッション	CVT	4 ドア	自動車重量税	(○) 含まれる			
	エンジン・排気量	ハイブリッド 2,480 CC 定員	5 名	自動車保険料	(○) 含まれる			
	車体色	プラチナホワイト		自動車保険料	(×) 含まれない			
	文字書	無し		登録諸費用	(×) 含まれない			
	車台番号	■■■■■■■■■■		保険会社				
	登録番号	■■■■■■■■■■		保険種類				
	売主	いなば農業		フリート・ノンフリート				
	付属品 特別仕様 (エアコン標準)	プラチナホワイトパールマイカ スペアタイヤ (応急用) TV ナビコントロール スタッドレスタイヤ一式 ナンバーフレーム フロアマット 革調シートカバー ETC サイドバイザー ナビ バックカイドモニター 保証つくしプラン 希望ナンバー ■■■■■■		フリート多数割引				
(3) 使用の本拠地 (保管場所)	富山県小矢部市氷島 902		(10) 年齢条件					
(4) リース期間	開始日 2022年11月16日 満了日 2023年5月15日		車両保険種類					
(5) 前払リース料	無し		車両免責	免責0特約				
リース料	リース料	6回	¥65,600	(11) 損規害金定	リース料総額から甲が既に支払ったリース料を控除した残額および残額に対する消費税等			
	消費税等額		¥6,560					
リース料	総額		¥393,600			(12) メンテナンスサービス (○印の項目が含まれます) (月間契約走行距離)		
			¥39,360					
							(X) 継続車検整備	(X) バッテリー交換
							(X) 法定点検整備	(X) エアコン修理
							(X) スケジュール点検	(X) バック修理
							(X) 故障修理	(X) 乙車両免責額負担
							(X) エンジンオイル交換・補給	(X) 代車
			(X) 一般消耗品交換					
			(X) 潤滑油の交換・補給	(X) 寒冷地メンテ				
			(X) 夏タイヤ					
			(X) 冬タイヤ					
			(X) 冬用ホイール					
			(X) タイヤ季節履替					
(7) 支払方法	リース料	リース開始日の属する月の当月より1ヶ月毎、25日に甲の銀行口座から乙の銀行口座へ口座振替		※以下表示なし				
(8) 残価清算方式・設定残価	オープンエンド		¥470,000					
特約事項	1. 本契約に定める「処分又は評価に要した一切の費用」(以下「処分費用」という。)は、金 5,000 円 (消費税等別) とし、オープンエンド方式の残価清算は、自動車の処分価額又は評価額からこの処分費用を控除した残額と設定残価との差額を清算するものとします。							
	2. 本契約に定める「自動車の使用の本拠地の変更に伴う手数料等」及び「自動車の所有権移転登録等にかかる費用等」は、実際に変更手続等に要した費用と消費税等及び事務手数料金 5,000 円 (消費税等別) の合計額とします。							
	3. 本契約は再リース契約であり、付属品欄に記載の付属品は原契約時の内容となり、また、すべてを表記しているものではありません。							
	4. 本契約は再リース契約であり、甲が占有中の自動車にかかる直前のリース契約 (以下、前リース契約という) のリース期間満了による終了を条件とします。第 2 条及び第 6 条の規定にかかわらず、前リース契約の満了日の翌日に引き渡しが行なわれたものとします。							

後岡貞郎

様

拝啓 毎度格別のお引き立てに預り厚くお礼申し上げます。
さて、左記ご契約のお支払い明細をご通知いたしますので下記のと
おりお支払いをお願い申し上げます。
尚、本書はご契約期間中お客様のお支払いと当社との照合資料とな
りますので、保管くださるようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区外神田4-14-1秋葉原 UDX

日本カーソリューションズ株式会社

ファイナンスリース

契約

契約番号	[REDACTED]
契約期間	令和 4年 11月 16日 から 令和 5年 5月 15日まで 6ヶ月
登録番号	[REDACTED]

お問い合わせは、お客様No.をご利用ください。

お客様No.	[REDACTED]
お問い合わせ先	北陸支店
電話番号	076-224-1190
担当	[REDACTED]

口座振替の場合は、下記口座より引落をさせていただきます。

金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
種別・口座	**** [REDACTED]
口座振替委託会社	NTTファイナンス

振込の場合は、お支払日までに下記口座にお振込ください。

金融機関名	*****
支店名	*****
種別・口座	*****

(振込手数料につきましてはお客様負担となりますのでご了承ください。)

回数	年月分	方法	支払日	内 容	お支払金額 (円)	請求 回数	金額(円)	消費税(円)	税 率
1	4/11	口座振替	4/11/25	リース料	72160	1/ 6	65600	6560	10%
2	4/12	口座振替	4/12/25	リース料	72160	2/ 6	65600	6560	10%
3	5/ 1	口座振替	5/ 1/25	リース料	72160	3/ 6	65600	6560	10%
4	5/12	口座振替	5/12/25	リース料	72160	4/ 6	65600	6560	10%
5	5/ 3	口座振替	5/ 3/25	リース料	72160	5/ 6	65600	6560	10%
6	5/12	口座振替	5/12/25	リース料	72160	6/ 6	65600	6560	10%
合 計					432960		393600	39360	

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

整理番号	995	事業概要*	11月定例県議会予算特別委員会 写真撮影									
使途項目	03_広聴広報費											
内容												
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考									
	写真撮影料	13,200	しらさぎフォト									
	《合 計》*	13,200										
《領収書貼付欄》	<p>領 収 証</p> <p>No. 4年12月13日</p> <p>筱岡 貞郎 様</p> <p>Y 13,200</p> <p>但 議会報告用写真</p> <p>上記正に領収いたしました</p> <p>しらさぎフォト 富山市豊田本町 2-16-35 〒931-8342 TEL FAX 076-498-3326</p>											
内 訳	<table border="0"> <tr><td>現金</td><td>_____</td></tr> <tr><td>小切手</td><td> / _____</td></tr> <tr><td>手 形</td><td> / _____</td></tr> <tr><td>消費税額 (%)</td><td>_____</td></tr> </table>				現金	_____	小切手	/ _____	手 形	/ _____	消費税額 (%)	_____
現金	_____											
小切手	/ _____											
手 形	/ _____											
消費税額 (%)	_____											

收受 令和 年 月 日
 決裁 令和 4 年 12 月 14 日
 処理 令和 4 年 12 月 14 日



01.jpg



02.jpg



03.jpg



04.jpg



05.jpg



06.jpg



07.jpg



08.jpg



09.jpg



10.jpg



11.jpg



12.jpg



13.jpg



14.jpg



15.jpg



16.jpg



17.jpg



18.jpg



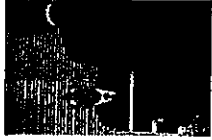
19.jpg



20.jpg



21.jpg



22.jpg



23.jpg



24.jpg



25.jpg



26.jpg



27.jpg



28.jpg



29.jpg



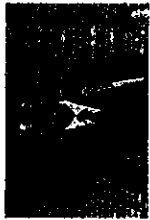
30.jpg



31.jpg



32.jpg



33.jpg



34.jpg



35.jpg



36.jpg



37.jpg



38.jpg



39.jpg



40.jpg

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	1115	事業概要*	県政報告会の開催		
使途項目	05_会議費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容	県政報告会 ・ 月日 令和4年12月17日(土) ・ 場所 クロスランドおやべ メインホール ・ 参加人数 500名				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考		
	クロスランド施設・設備利用料	33,307 /	133,230円 × 0.25 = 33,307円		
	備品レンタル、司会費	23,705 /	94,820円 × 0.25 = 23,705円		
	ステージ看板・入口立看板等	/ 17,600 /	70,400円 × 0.25 = 17,600円		
	《合 計》*	74,612 /			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					

12/21
12/21
12/21

收受 令和 5 年 / 月 4 日
 決裁 令和 5 年 / 月 12 日
 処理 令和 5 年 / 月 12 日

令和
平成 4年 12月 19日

整理番号 13

納入通知書兼領収書

富山県小矢部市鷺島10番地

公益財団法人 クロスランドおやべ
理事長 桜井 森 夫



次の金額を、納期限までに受付窓口へ直接持参するか、
銀行振込により納入して下さい。

TEL(0766) 68-0932
FAX(0766) 68-0939

令和 平成 4年度	大科目	専業収入	中科目	利用料金収入	小科目	施設利用料金収入
納入金額	66,615	納期限	令和 平成 4年 1月 15日 まで	摘 12/17 XINZ - 1V		
納入者	住所 〒() TEL()		氏名 (団体名及び代表者) 篠岡 貞郎 様			

上記金額を領収いたしました。



振込先(文書扱)		
北陸銀行石動支店	普通	4179080 0217392
石動信用金庫本店	普通	0217392
公益財団法人クロスランドおやべ出納役		

※振込手数料は、納入者の負担となります。

クロスランドおやべ ◆◆◆ 利用料金明細書 ◆◆◆ 令和4/12/19 P.1
山田としお、しのおか貞郎小矢部後援会 御中 受付No.04-13-0

受付No.04-13-0	利用日	1日間	R04/12/17(土)~R04/12/17(土)
団体名 山田としお、しのおか貞郎小矢部後援会	料金計	79,452	
氏名・代表者名	運付額	0	
備考等の内容	外税額	0	請求合計 79,452

●●メインホール利用料金明細●●

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	メインホール(休日、土、日)(要夜間)		66,210 (内)				1	66,210
	冷暖房加算		(基本料金66,210)				+20%	13,242
施設別合計								79,452

利用料金全体

XINZホール施設 設備・その他
(P) 29,852円 + (K) 53,778円 = 133,230円... A

A x 0.5 = 66,615円

篠岡負担分

クロスランドおやべ ◆◆◆ 利用料金明細書 ◆◆◆ 令和4/12/19 P.1
山田としお、しのおか貞郎小矢部後援会 御中 受付No.04-13-1

受付No.04-13-1	利用日	1日間	R04/12/17(土)~R04/12/17(土)
団体名 山田としお、しのおか貞郎小矢部後援会	料金計	53,778	
氏名・代表者名	運付額	0	
備考等の内容	外税額	0	請求合計 53,778

●●メインホール利用料金明細●●

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	司会者舎	1台	210 (内)				2	420
12/17	演台(花代付)	一式	640 (内)			1	2	1,280
施設別合計								1,700

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	拡声装置	一式	4,270 (内)		1	1	2	8,540
12/17	ダイナミックマイク(ホール用)	1本	530 (内)		1	1	2	1,060
12/17	ワイヤレスマイク(ホール用)	1台	750 (内)		2	2	4	3,000
12/17	マイクスタンド(ホール用)	1台	110 (内)		2	2	4	440
12/17	CDプレーヤー	1台	1,070 (内)		1	1	1	1,070
施設別合計								14,110

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	アッパー・ホリゾンタライト	1列	1,600 (内)			1	2	3,200
12/17	ローア・ホリゾンタライト	1列	1,600 (内)			1	2	3,200
12/17	第2シーリングライト	1列	2,670 (内)			1	2	5,340
12/17	スポットライト(1000W)	1台	320 (内)		29	29	58	18,560
12/17	カッタースポットライト(750W)	1台	320 (内)		2	2	4	1,280
施設別合計								31,580

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	液晶プロジェクター	1台	1,070 (内)			1	1	1,070
12/17	折りたたみ椅子(屋内用)	1脚	110 (内)				13	1,430
12/17	椅子(屋内用)	1脚	60 (内)				30	1,500
12/17	展示パネル(屋内用、W900)	1枚	110 (内)				10	1,100
12/17	差圧調整	4 (内)				1	1	4
施設別合計								5,104

●●薬屋B1, 2利用料金明細●●

利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	薬屋(中)日[屋夜間]		1,070 (内)				1	1,070
	冷暖房加算		(基本料金1,070)				+20%	214
施設別合計								1,284

◇◇◇ 利用料金明細書 ◇◇◇

山田としお、しのおか貞郎小矢部後援会 御中

受付No.令04-13-0

受付No.令04-13-0	利用日	1日間	R04/12/17(土)~R04/12/17(土)
団体名 山田としお、しのおか貞郎小矢部後援会	料金計	79,452	
氏名・代表者名	還付額	0	
催物等の内容	外税額	0	請求合計 79,452 (ア)

●● メインホール利用料金明細 ●●

《施設》								
利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	メインホール(休日、土、日)【昼夜間】		66,210 (内)		<■■■	■■■>	1	66,210
	冷暖房加算		(基本料金:66,210)				+20%	13,242
小計								79,452
施設別合計								79,452

利用料全体

メインホール施設

設備・その他

$$(ア) 79,452円 + (イ) 53,778円 = 133,230円... A$$

$$A \times 0.5 = 66,615円$$

山田としお、しのおか貞郎小矢部後援会 御中

受付No.令04-13-1

受付No.令04-13-1	利用日	1日間	R04/12/17(土)~R04/12/17(土)
団体名 山田としお、しのおか貞郎小矢部後援会	料金計	53,778	
氏名・代表者名	還付額	0	
催物等の内容	外税額	0	請求合計 53,778 (4)

※ クロスランドおやべ条例第9条第1項の規定により、差額を調整しております。

●● メインホール利用料金明細 ●●

《舞台設備》								
利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	司会者台	1台	210 (内)		1	1	2	420
12/17	演台(花代付き)	一式	640 (内)		1	1	2	1,280
小計								1,700

《音響設備》								
利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	拡声装置	一式	4,270 (内)		1	1	2	8,540
12/17	ダイナミックマイク(ホール用)	1本	530 (内)		1	1	2	1,060
12/17	ワイヤレスマイク(ホール用)	1ch	750 (内)		2	2	4	3,000
12/17	マイクスタンド(ホール用)	1台	110 (内)		2	2	4	440
12/17	CDプレーヤ	1台	1,070 (内)		1		1	1,070
小計								14,110

《照明設備》								
利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	アッパーホリゾンライト	1列	1,600 (内)		1	1	2	3,200
12/17	ローアホリゾンライト	1列	1,600 (内)		1	1	2	3,200
12/17	第2シーリングライト	1列	2,670 (内)		1	1	2	5,340
12/17	スポットライト(1000W)	1台	320 (内)		29	29	58	18,560
12/17	カッタースポットライト(750W)	1台	320 (内)		2	2	4	1,280
小計								31,580

《その他》								
利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	液晶プロジェクター	1台	1,070 (内)		1		1	1,070
12/17	折りたたみテーブル(屋内用)	1脚	110 (内)	---	---	---	13	1,430
12/17	椅子(屋内用)	1脚	50 (内)	---	---	---	30	1,500
12/17	展示パネル(屋内用、W900)	1枚	110 (内)	---	---	---	10	1,100
12/17	差額調整		4 (内)			1	1	4
小計								5,104
施設別合計								52,494

●● 楽屋B1, 2利用料金明細 ●●

《施設》								
利用日	名称	単位	利用料金(1回につき)	午前	午後	夜間	使用数	金額
12/17	楽屋(中) B1【昼夜間】		1,070 (内)		<■ ■>	>■ ■<	1	1,070
	冷暖房加算		(基本料金:1,070)				+20%	214
小計								1,284
施設別合計								1,284

篠岡貞郎 様

令和4年12月19日

第一レンタル株式会社
プロデュース事業部

富山県南砺市高堀8
TEL 0763-23-1311
FAX 0763-23-1312
代表取締役社長 釋永 担当

山田としお・しのおか貞郎
現場名 国政・県政報告会

納期・使用期間 2022年12月17日(土)
受け渡し場所 クロスランドおやべ
支払方法

総計 ¥47,410 篠岡負担分

振込口座:北陸銀行富山南中央支店(当座)6000111
口座名義:ダイイチレンタルカブシキカイシャ

NO.	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1	レンタル備品・司会者		1	式	43,100	43,100
						43,100
						47,410

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控
いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0326937	04-12-21	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱番号
0144		****	221
万円	千円	百円	50円
11:12	時刻	お取引金額	¥47,410円
おつり	お取引後の残高		
円*****円			

全体 A x 0.5 = 篠岡負担分

お領書... 通帳へ記入されるまで有効に使用してください。

手数料のうち振込手数料 ¥440
000026
北陸銀行
富山南中央支店
当座 6000111
ダイイチレンタル(カ) 様
シノオカテロウ 様
電話番号 0766-61-2081

裏面もあわせてご覧ください。

山田としお・しのおか貞郎合同
国政・県政報告会 御中

令和4年12月19日

第一レンタル株式会社
プロデュース事業部

富山県南砺市高堀8
TEL 0763-23-1311
FAX 0763-23-1312
代表取締役社長 釋永 担当

山田としお・しのおか貞郎
現場名 国政・県政報告会

納期・使用期間 2022年12月17日(土)
受け渡し場所 クロスランドおやべ
支払方法

総計 ¥94,820 全体 A

振込口座:北陸銀行富山南中央支店(当座)6000111
口座名義:ダイイチレンタルカブシキカイシャ

NO.	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1	レンタル備品					
	テーブルクロス	1.5*2.5m	5	枚	1,000	5,000
	胸裏リボン犬	赤2	2	個	600	1,200
	胸裏リボン中	赤6、白4	10	個	400	4,000
	AIサーマルカメラ	個別認識	1	台	20,000	20,000
	誘導棒	蛍光	2	本	500	1,000
2	運搬費	往復	1	式	20,000	20,000
3	司会者	竹内	1	名	35,000	35,000
小計						86,200
消費税						8,620
総合計						94,820

備品は12/17(土)AM納品、12/19(月)AM回収

御 請 求 書

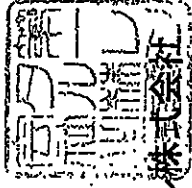
山田としお・しのおか貞郎合同
国政・県政報告会

御中

令和4年12月19日

納期・使用期間 2022年12月17日(土)
受け渡し場所 クロスランドおやべ
支払方法

現場名 山田としお・しのおか貞郎
国政・県政報告会



第一レンタル株式会社

プロデュース事業部

富山県南砺市高堀8

TEL 0763-23-1311

FAX 0763-23-1312

代表取締役社長 釋永

担当



総計 ¥94,820

振込口座:北陸銀行富山南中央支店(当座)6000111

口座名義:ダイイチレンタルカブシキカイシャ

NO.	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1	レンタル備品					
	テーブルクロス	1.5*2.5m	5	枚	1,000	5,000
	胸章リボン太	赤2	2	個	600	1,200
	胸章リボン中	赤6、白4	10	個	400	4,000
	AIサーマルカメラ	個別認証	1	台	20,000	20,000
	誘導棒	蛍光	2	本	500	1,000
2	運搬費	往復	1	式	20,000	20,000
3	司会費	竹内	1	名	35,000	35,000
	小計					86,200
	消費税					8,620
	総合計					94,820

備品は12/17(土)AM納品、12/19(月)AM回収

筱岡貞郎 県政報告の概要

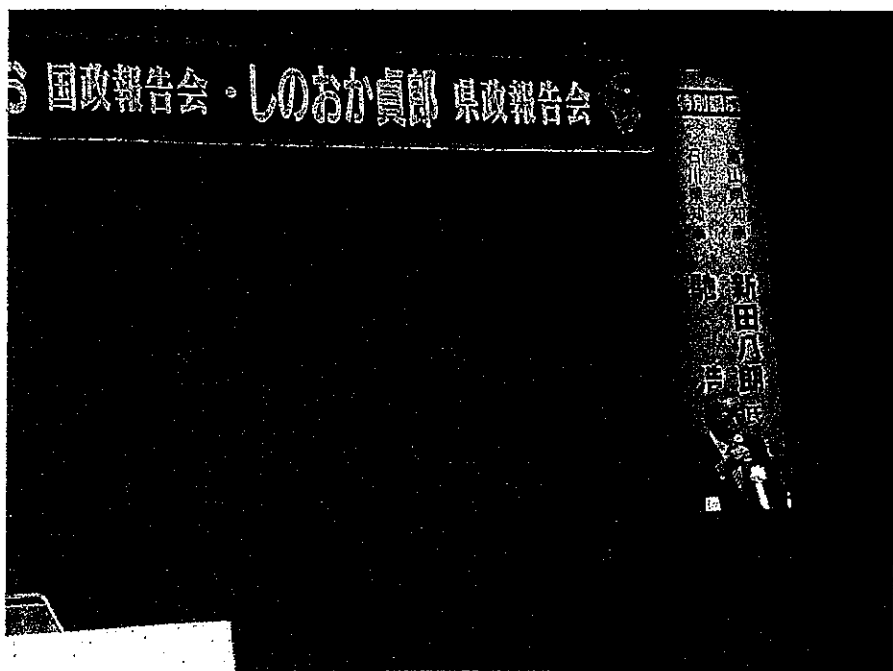
(2022年12月17日、クロスランド小矢部にて)

- 新型コロナの現状と対策
- 社会経済活動の再生
- ロシアのウクライナ侵攻、円安による燃料、食品、他、物価高対策
- 北陸新幹線の大阪までの延伸
- 東海北陸自動車道の4車線化
- 食料安全保障での農業の活性化
- 高校、警察署の再編
- 防災、庄川左岸用水、ため池等の整備
- 国道8号4車線化、倶利伽羅トンネルの新規着工
- 市内県道、農地整備

山田としお国政・筱岡貞郎県政合同報告会

令和4年12月17日

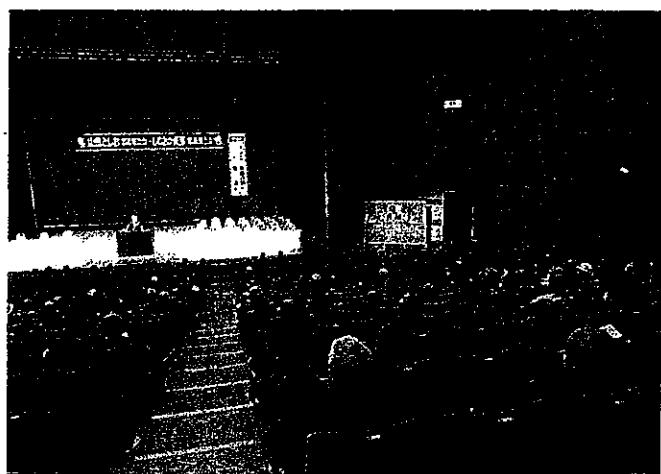
場所:クロスランドおやべ



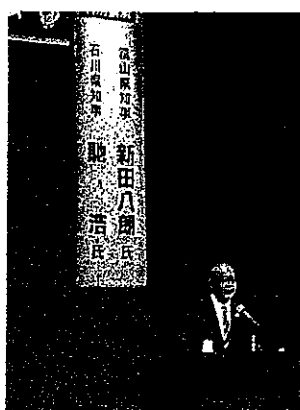
〈筱岡貞郎県政報告〉



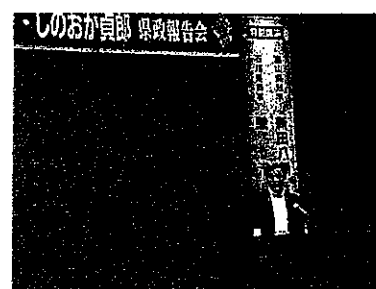
〈入口の看板〉



〈全体の様子〉



〈新田富山県知事の講演〉



〈馳石川県知事の講演〉

参加者	500名
-----	------

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	1116	事業概要*	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容			

経費の内容*	金額(円)*	備考
北日本新聞 購読料	3,380 / 12月分	/
日本経済新聞 購読料	4,000 / "	/
日本農業新聞 購読料	2,623 / "	/
読売新聞 購読料	3,400 / "	/
富山新聞 購読料	3,380 / "	/
「しんぶん赤旗」日曜版	930 / "	/
北陸中日新聞	3,300 / "	/
聖教新聞 購読料	3,374 / "	/
《合計》*	24,387	

12/2
12/3
12/8
12/8
12/8

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

04-12-26 新聞購読料 *7,380
04-12-21 農業新聞 *2,623

領収書 区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

4年 12月分
読 部数 金額

1 読売新聞 1 3,400

2
3

合計 3,400円 領収日 年 月 日



読売新聞オンラインの
登録はこちらから
◇左記の通り領収しました

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



收受 令和 5 年 1 月 4 日
決裁 令和 5 年 1 月 12 日
処理 令和 5 年 1 月 12 日

*次席もあわせて内容を十分お読みください。

領収証

22年12月分 4年12月25日 No 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
8%税率対象合計 3,380
10%税率対象合計 0



富山新聞販売(株)

小矢部センター
小矢部市小矢部町3-10
TEL (0766) 67-5888
FAX (0766) 53-5887

日本共産党発行の

しんぶん赤旗

領収書

篠岡 貞郎 様 新聞・雑誌名 「しんぶん赤旗」 日曜版 部数 1 金額 930	930円 2022年12月分 上記の金額たしかにいたしました。 ありがとうございます。 高岡市内免2丁目7番13号 日本共産党 呉西地区委員会 TEL 0766-23-3281
--	---

領収日 / 投書

集金担当

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2022年12月分 領収日 月 日
領収金額 ¥3,374

領収証

篠岡貞郎 様

3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 4年12月分 購読料(消費税込)
上記の金額正に受領しました
年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所
山田和夫
〒932-0123 小矢部市高木147
TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 1,440)
(8%対象 1,934)

毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422
お申込No 16015-17697 (378)-10



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 彼岡 貞郎

整理番号	1117	事業概要*	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容						
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*		備考		
	携帯電話料 11月利用分	2,763	①	5,527円 × 0.5 = 2,763円	/	
	ネット使用料 12月利用分	4,415	②	8,831円 × 0.5 = 4,415円	/	
	自動車リース料 12月分	36,080	③	72,160円 × 0.5 = 36,080円	/	
	名刺印刷	2,640	④	6,600円 × 0.4 = 2,640円	/	
	《合計》*	45,898				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
<p>04-12-26 口座振替 ① *6,913SMFS(KDDI)のり</p> <p>04-12-27 口座振替 ② *8,831HLC(トナリ)のり</p> <p>04-12-26 口座振替 ③ *72,160NIT(NGS)</p>						

12/4
12/2
12/28

収受 令和 5 年 1 月 4 日
 決裁 令和 5 年 1 月 12 日
 処理 令和 5 年 1 月 12 日

料金後納郵便

親展 重要

032-C102

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2

篠岡 貞郎 様



C3AKMA4N3X0254126#



ご利用の宛先 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金
「口座振替日」の前日までにお願いたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

請求年月 MONTH OF ISSUE	2022年12月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2022年11月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年12月26日

(差出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

① 両面の↓部分からていねいにはがし、中をご覧ください。②
裏面などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金内訳書

<凡例>税込または免税料金等:「*」、旧税率計算対象料金:「#」

発行年月日 DATE OF ISSUE 2022年12月 5日

KDDI株式会社

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

請求コード	0348103248	総計	6,913円	ご利用年月	2022年11月
-------	------------	----	--------	-------	----------

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 5,527円
ご利用番号	5,527		お客様コード
<11月ご利用内訳>	5,527		
▼プラン利用料	4,480		ご利用月数は2022年12月で27年 5ヶ月目です。
auピタットプラン (カケホ/V)		3,980	データ利用量は0GB~1GBです。
auピタットプラン (データ/V)		1,700	
2年契約		-1,500	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	243		
通話料		10,820	
SMS (Cメール) 送信料		243	
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額		-10,820	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	502		10%消費税の課税対象額 5,025円
●auかんたん決済利用料			●合計
ご利用番号 090-3760-5097			
▼auかんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込		*	
auサービス情報料/税込		*	
●紙請求書発行等手数料			●合計
▼紙請求書発行手数料			
▼消費税等 (10%)			10%消費税の課税対象額 200円

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2022年12月26日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,913円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2022年12月ご請求分 (11月利用分)

ご請求先氏名
篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を12月26日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,913円
うち消費税等 TAX	522円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

16AKMA4N3X0208541#

裏面もご確認ください

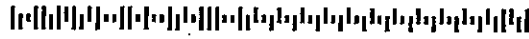


932-0102

富山県小矢部市水島902

筱岡 貞郎

様



1-001109-B-10

料金のご案内

親展 となみ衛星通信テレビ株式会社
〒939-1533 南砺市八塚568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル:0120-476-764)
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からいねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2022年12月27日(火)

こちらからゆっくりとはがしてご確認ください。

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2022年 12月 16日 発行)

Table with 2 columns: お客様番号, 今回ご請求額(税込) 8,831円

Table with 2 columns: 金融機関名, 支店名, 口座種別・番号, 口座名義人 (シノオカ テイロウ)

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

Main table with 4 columns: 品名, 税込金額(円), 請求周期, 請求期間. Includes items like テレビ利用料, ネット使用料, ケーブルプラス電話基本料, etc.

富山県議会議員
 篠岡貞郎

自 宅
 〒932-0102
 F 電 小 矢 部 市 水 島 九 〇 二 番 地
 A 直 通 (0766) 6611200
 X 話 表 (0766) 6611200
 〒930-8501
 F 電 富 山 市 新 総 曲 輪 一 番 七 号
 A 直 通 (0766) 4431154
 X 話 表 (0766) 4431154

No. 12245

請求書

お得意先 篠岡 貞郎

様 2022年12月27日

コード 9999 1

未来を拓く印刷情報企業
 株式会社 **アクト**
 代表取締役 田村 美津雄
 本社 富山県小矢部市赤倉220-3
 TEL:0766-67-5555
 FAX:0766-67-5111
 営業所 高岡・砺波・南砺
 担当者

受注コード	品名・規格	数量	単位	単価	税抜金額	消費税等	税込金額
45480	名刺(両面) 12/28 限収	200	枚	30	6,000	600	6,600
合計					6,000	600	6,600

記載通り請求致します。ご検収ください。

取引銀行:北陸銀行・石動支店 ①1508470 北國銀行・石動支店 ①112027
 富山第一銀行・石動支店 ①050349 富山銀行・石動支店 ①0043858
 石動信用金庫・本店営業部 ①0202179 JAいなば 本店 ①1004214

領収証

篠岡貞郎 様 No. 000503

金額 ¥6600 ④

- 内 訳
- 現金
 - 振込
 - 小切手
 - 手形
 - 相殺

但し 名刺代
 上記の金額正に領収致しました 令和4年12月28日

収入印紙

未来を拓く印刷情報企業
 株式会社 **アクト**
 代表取締役 田村 美津雄
 富山県小矢部市赤倉220番地の3
 TEL (0766) 67-5555
 FAX (0766) 67-5111

取扱者印

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	1267	事業概要	となみ政経懇話会会費 1月から 3月分			
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容						
上記 事業に 要した 経費	経費の内容	金額(円)	備考			
	となみ政経懇話会会費	24,000	8,000 × 3ヶ月分 24,000 円			
	1月から 3月分					
	《合計》	24,000				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種別	借付番号/処理番号	日付
お振込	0029071 05-01-21	
銀行番号/預金店番号	種 目・口座番号	取引店番号
0144	*****217	
時刻	ご利用残高 (前借残高を含む)	お取引金額
09:14	¥220円	¥24,000円
おつり	お取引後の残高	
	円*****円	

手数料のうち振込手数料 ¥220
000140

北陸銀行
砺波支店
普通 5135000
トナミセイケイソウカイ 様

シノオカ テイロウ 様

電話番号 0766-61-2081

※ATM振込の領収書は大切に保管してください。

収受 令和 5 年 2 月 9 日
 決裁 令和 5 年 2 月 10 日
 処理 令和 5 年 2 月 10 日

932-0102

小矢部市水島902

令和 5年 1月 10日

富山県議会
議員

筱岡 貞郎 様

請求書

となみ政経懇話会



事務局長 有沢 和雄
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込でお願い致します。

敬具

摘要	金額
会費 (自令和5年1月至令和5年3月) 8,000円×3ヵ月	24,000円
合計	24,000円

振込先	富山県信用組合	北陸銀行	富山第一銀行	砺波信用金庫
支店名	砺波支店	砺波支店	砺波支店	砺波支店
口座種別	普通	普通	普通	普通
口座番号	0386698	5135000	213526	0000290
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

令和5年 2月 末日までお振込をお願いいたします。

なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいただいた節は、失礼をお詫び致します。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

整理番号	1268	事業概要	県政報告 第27号	
使途項目	03_広聴広報費			
内容				
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	h	
	県政報告(はがき判)第27号	56,160	58,500円 × 0.96 = 56,160円	
	《合計》*	56,160		

2/9

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	端末番号	処理番号	日付
お振込	0048852	05-02-09	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			106
振替枚数	残高	破損枚数	
万円	千円	円	500円
時刻	ご利用手数料 (印税等を含む)	お取引金額	
10:08	¥440円	¥58,500円	
おつり	お取引後の残高		
	円*****円		

お願い………
A 通帳へ記入されるまで、大切に保管してください。
B 振込の組戻しは、ご利用後2週間以内に行ってください。
C 本紙は、お振込の明細書としてご利用ください。

手数料のうち振込手数料 ¥440
000004

北陸銀行
石動支店
当座 1508470
か)アヤト 様

シノオカ テイロウ 様

電話番号 0766-61-2081

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 1084500 CX

收受 令和 5 年 2 月 9 日
 決裁 令和 5 年 2 月 10 日
 処理 令和 5 年 2 月 10 日



Postage stamp area with grid lines



令和4年12月 予算特別委員会

皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。私は、市民の皆様のおかげで、市議会議員17年、県議会議員14年目、合わせて議員生活30年を過ぎることができました。新型コロナウイルス感染症も約3年、また、ロシアのウクライナ侵攻、円

ぴょんと飛躍の年に！



令和4年4月 荒間神明社災禍復興座祭(落ちない神社)

安など、この3年間で大きく国内外の情勢が変化しました。コロナ対策に加え、物価高という大変厳しい状況にあります。国、県あげてこれらの課題に取り組む、持続可能で幸福度の高い社会づくりのため、県議会での各常任委



令和4年5月 大伴家持ゆかりの旗本屋敷古蹟

員会委員長や副議長の経験を大いに活かしてまいります。今後は◎北陸新幹線効果の持続、大阪までの早期延長 ◎東海北陸自動車道の全線4車線化 ◎G7教育大臣会合で世界へ富山を発信 ◎食料安全保障での農業の活性化 ◎防災・減災対策の強化、県土強靱化 ◎あ

いの風とま鉄道やバスなど、公共交通の利便性の向上 ◎アウトレットパークと中心市街地との共生 ◎国道、県道、河川、農村整備事業の促進 ◎県立高校、県立大学の学料充実 ◎ホッケーをはじめ、世界で活躍できるスポーツ人材の育成など課題は山積みですが、これらのごことに全力で取り組んでまいります。今後とも皆様の温かいご支援をよろしくお願い申し上げます。新春の県政報告といたします。 令和五年一月 富山県議会議員 筱岡貞郎

富山県議会議員 しの おか てい るう 筱岡 貞郎 富山県小矢部市水島902 TEL・FAX 0766-61-2081

No. 1025

請求書

お得意先 筱岡 貞郎 様 9998 1

2023年 1月 18日

株式会社アイト 代表取締役 田村 美津雄 本社 富山県小矢部市赤倉220-3 TEL:0766-67-5555 FAX:0766-67-5111 営業所 高岡・砺波・南砺

Table with columns: 受注コード, 品名・規格, 数量, 単位, 単価, 税抜金額, 消費税等, 税込金額. Includes items 45550 and 45551, and a total row.

記載通り請求致します。ご検収ください。 取引銀行: 北陸銀行・石動支店 1508470 富山第一銀行・石動支店 050349 石動信用金庫・本店営業部 0202179 北国銀行・石動支店 112027 富山銀行・石動支店 0043858 J A い な ば 本 店 1004214

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	1269	事業概要	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞 購読料	3,380	1月分 ✓
	日本経済新聞 購読料	4,000	" ✓
	日本農業新聞 購読料	2,623	" ✓
	読売新聞 購読料	3,400	" ✓
	富山新聞 購読料	3,380	" ✓
	「しんぶん赤旗」日曜版	930	" ✓
	北陸中日新聞	3,300	" ✓
	聖教新聞 購読料	3,374	" ✓
	《合計》*	24,387	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を複数、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

| 05-01-25 新聞購読料 *7,380
| 05-01-23 農業新聞 *2,623

領収書

区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902



5年 1月分
銘 柄

1 読売新聞 1 3,400

合計 3,400円 領収日 年 月 日

取扱紙
読売新聞 報知新聞

読売センター小矢部
菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216



※裏面ののり付で内容を十分お読みください。

收受 令和 5 年 2 月 9 日
決裁 令和 5 年 2 月 10 日
処理 令和 5 年 2 月 10 日

領収証

23年 01月分 5年 / 月 28日 No. 882302

お名前 筱岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 63-5887

日本共産党発行の **しんぶん赤旗** 領収書

筱岡 貞郎 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

2023年 1月分
 上記の金額たしかにいただきました。
 ありがとうございます。
 高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 奥西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

領収日 / 投書

集金担当



領 収 証

筱岡 貞郎 様

¥ 3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象 ¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 5年 / 月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所

山 田 和 夫

〒932-0123 小矢部市高木147

TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244



毎度ご愛読くださいます
 誠にありがとうございます

新聞購読料 領 収 証

筱岡 貞郎 様

ご購入ありがとうございます。
 下記金額を正に領収いたしました。

2023年 1月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)

販売店 山内 信人
 住所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-9



政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

整理番号	1270	事業概要	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料		
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費			
内容					
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考		
	携帯電話料 12月利用分	2,753	5,507円 × 0.5 = 2,753円 /		
	ネット使用料 1月利用分	4,455	8,910円 × 0.5 = 4,455円 /		
	自動車リース料 1月分	36,080	72,160円 × 0.5 = 36,080円 /		
	《合計》*	43,288			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)					
<p>05-01-25 口座振替 *6,8935MF S(KDDI)943</p> <p>05-01-27 口座振替 *8,910HL C131 12-0950</p> <p>05-01-25 口座振替 *72,160NTT <NCS</p>					

収受 令和 5 年 2 月 9 日
 決裁 令和 5 年 2 月 10 日
 処理 令和 5 年 2 月 10 日

料金後納郵便

親展 重要

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

(2023年 1月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 1月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,893円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 1月ご請求分 (12月利用分)

ご請求先氏名
篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を 1月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,893円
うち消費税等 TAX	520円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

23AKMA4N3X0245018#

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金
は「口座振替日」の前日まで
にお願いいたします。



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 1月
利用年月 BILLING PERIOD	2022年 12月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 1月25日

(発出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

① 両面の ↓ 部分からていねいにはがし、中をこまかくください。 ②
雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金内訳書

<凡例>税込または免税料金等:「#」、旧税率計算対象料金:「#」 発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 1月 8日 KDDI株式会社

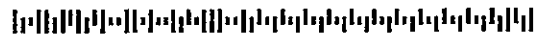
ご利用コード	0348103248	合計	6,893円	ご利用年月	2022年 12月
● a u 電話番号		金額(円)	内訳(円)	● 合計	5,507円
ご利用番号		5,507		お客様コード	
<12月ご利用内訳>		5,507		ご利用月数は2023年 1月で27年 6ヶ月目です。	
▼ プラン利用料		4,480		データ利用量はOGB~1GBです。	
auピタットプラン (カケホ/V)			3,980		
auピタットプラン (データ/V)			1,700		
2年契約			-1,500		
LTE NET			300		
▼ オプション使用料		300			
電着きほんパック			300		
▼ 通話料/a uピタットプラン (カケホ/V)		225			
通話料			8,340		
SMS (Cメール) 送信料			225		
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額			-8,340		
▼ ユニバーサルサービス料		2			
▼ 消費税等 (10%)		500		10%消費税の課税対象額	5,007円
● a u かんたん決済利用料				● 合計	
ご利用番号					
▼ a u かんたん決済利用料					
auスマートパスプレミアム/税込			*		
auサービス情報料/税込			*		
● 紙請求書発行手数料				● 合計	
▼ 紙請求書発行手数料					
▼ 消費税等 (10%)				10%消費税の課税対象額	



932-0102

富山県小矢部市水島902

筱岡 貞郎 様



4-001110-B-10

料金のご案内

親展 となみ衛星通信テレビ株式会社
〒939-1533 南砺市八塚568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル:0120-476-764)
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からでないにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

請求書

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2023年 1月 16日 発行)

ご案内
平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。
【口座振替日】 2023年1月27日(金)

Table with 2 columns: お客様番号, 今回ご請求額(税込) 8,910円

Table with 2 columns: 金融機関名 (支店名), 口座種別・番号, 口座名義人 (シノオカ テイロウ)

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

Main table with 4 columns: 品名, 税込金額(円), 請求周期, 請求期間. Includes items like テレビ利用料, ネット使用料, ケーブルプラス電話基本料, etc.

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

筱岡 貞郎

整理番号	1922	事業概要	県政報告 第28号
使途項目	03_広聴広報費		
内容			
上記 事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	h
	県政報告 第28号	337,602	355,371円 × 0.95 = 337,602円
	《合計》*	337,602	

2/3

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

北陸銀行 キャッシュカードサービス
ご利用控

いつもご利用いただき、ありがとうございます。
ご利用の明細は下記のとおりでございます。

お取引の種類	請求番号	処理番号	日付
お振込	0022867	05-02-23	
銀行番号	預金店番号	科目・口座番号	取扱店番号
0144			217
時刻	ご利用手数料 (消費税等を含む)	お取引金額	
09:57	¥440円	¥355,371円	
おつり	お取引後の残高		
円*****円			

手数料のうち振込手数料 ¥440
000102

北陸銀行
石動支店
当座 1508470
か)アヤト 様

シノオカ テイロウ 様

電話番号 0766-61-2081

裏面もあわせてご覧ください。

北陸銀行 102x500 CR

收受 令和 5 年 2 月 24 日
 決裁 令和 5 年 2 月 27 日
 処理 令和 5 年 2 月 28 日

No. 22030

納品書

お得意先 筱岡 貞郎

様

2023年 2月 17日

コード 9998 1

未来を彩る印刷 情報企業
 株式会社 **アヤト**
 代表取締役 田村 美津雄
 本社 富山県小矢部市赤倉220-3
 TEL:0766-67-5555
 FAX:0766-67-5111
 営業所 高岡・砺波・南砺

担当者 

受注コード	品名・規格	数量	単位	単価	税抜金額	消費税等	税込金額	
	県政報告 夢だよりチラシ	11,650	枚	25	291,250	29,125	320,375	
	新聞折込立替 2/15朝刊折込	9,090	枚	3.50	31,815	3,181	34,996	
記載通り納品致します。ご検取ください。					合計	323,065	32,306	355,371

No. 22030

請求書

お得意先 筱岡 貞郎

様

2023年 2月 17日

コード 9998 1

未来を彩る印刷 情報企業
 株式会社 **アヤト**
 代表取締役 田村 美津雄
 本社 富山県小矢部市赤倉220-3
 TEL:0766-67-5555
 FAX:0766-67-5111
 営業所 高岡・砺波・南砺

担当者 

受注コード	品名・規格	数量	単位	単価	税抜金額	消費税等	税込金額	
	県政報告 夢だよりチラシ	11,650	枚	25	291,250	29,125	320,375	
	新聞折込立替 2/15朝刊折込	9,090	枚	3.50	31,815	3,181	34,996	
記載通り請求致します。ご検取ください。					合計	323,065	32,306	355,371

取引銀行: 北陸銀行・石動支店 ①1508470
 富山第一銀行・石動支店 ①050349
 石動信用金庫・本店営業部 ①0202179

北國銀行・石動支店 ①112027
 富山銀行・石動支店 ①0043858
 JAいなば本店 ①1004214

しのおか貞郎

夢

たより

Dream news

自由民主党富山県議会議員会

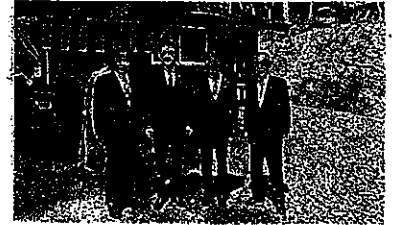
vol.28



2022年2月 定例会 一般質問

どういたさつ

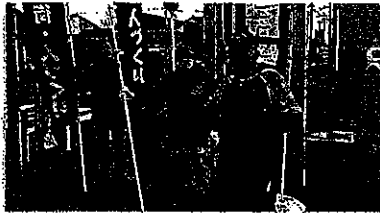
皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。
 私は、市民の皆様のおかげで、市議会議員17年、県議会議員14年目、合わせて議員生活30年を過ぎることができました。
 新型コロナウイルス感染も約3年、また、ロシアのウクライナ侵攻、円安など、この3年間で大きく国内外の情勢が変化しました。今後は、



2022年4月 荒間神明社災喜復興遷座祭(落ちない神社)



2022年4月 木曾義仲×巴御前プレミアムトークin小矢都市



2021年12月 年末街頭活動 泉町

夢づくり

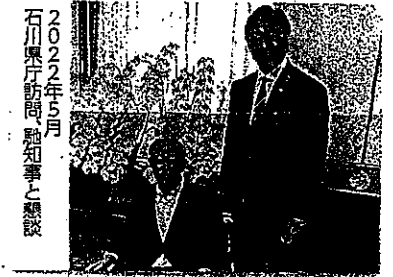
- 北陸新幹線効果の持続、大阪までの早期延長
- 東海北陸自動車道の全線4車線化
- G7教育大臣会合で世界へ富山を発信
- デジタル田園都市、脱炭素持続可能な社会
- 食料安全保障での農業の活性化
- 義仲・巴のNHK大河ドラマ化の実現



2021年12月 新田知事へ農業問題の要望書提出

街づくり

- 防災、減災対策の強化、県土強靱化
- あいの風とやま鉄道やバスなど、公共交通の利便性の向上
- アウトレットパークと中心市街地との共生
- 農業所得の向上と担い手対策
- 国道、県道、河川、農村整備事業の促進



2022年5月 石川県庁訪問 知事と懇談

人づくり

- 子育て支援や医療、福祉施策の充実
- 高齢者、女性、障がい者も輝く社会づくり
- グローバル、デジタル新時代に取り組む人づくり
- 県立高校、県立大学の学科充実
- ホッケーをはじめ、世界で活躍できるスポーツ人材の育成

など課題は山積みですが、これらのことに全力で取り組んでまいります。
 コロナ対策に加え、物価高という大変厳しい状況にあります。
 国、県あげてこれらの課題に取り組み、持続可能で幸福度の高い社会づくりのため、県議会での各常任委員会委員長や副議長の経験を大いに活かしてまいります。
 今後とも皆様の温かいご指導ご支援よろしくお願ひ申し上げ、新春の県政報告といたします。

2023年2月15日

富山県議会議員 **しのおか 貞郎**



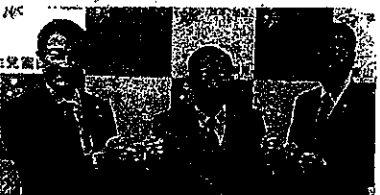
2022年5月 いなば農協本店竣工



2022年5月 大伴家持ゆかりの俱利伽羅古道



2022年1月 小矢都市出初式



2022年2月 野上参議院議員、藤木参議院議員とともに(富山県選)



2022年3月 新高岡児童相談所視察

あなたの思いを県政へ

みんなで創ろう！人が輝く『ふるさと』を。



2022年12月 予算特別委員会

- 関係人口1,000万人について
関西圏での情報発信は本県の観光誘客について
マイコンソーシングの推進
- 地域で活躍する女性の定着について
若い女性の県外流出を止める取り組み
高度なスキルのある女性の雇用機会の創出
- 本県農業を取り巻く課題について
米価下落対策と生産振興策
園芸作物の生産拡大
先端技術をもつ農業人材の育成
令和5年の本県での食育推進全国大会の取り組み
- 「防災危機管理センター」の完成による災害対応、危機管理
- 警察署の再編整備について
建設適地の選定の方針

- 教育DXの推進について
教員のICT活用スキル向上
ICT教育の学校現場への支援体制
学校図書館におけるICTの活用
- 県民の安全・安心について
10月の小矢部市での県の
総合防災訓練の内容
防災危機管理センターの特徴
警察署の再編の建設適地の選定状況
- 農業を巡る諸課題について
燃油・資材・肥料など価格高騰対策
県産米粉の需要拡大
高病原性鳥インフルエンザの対策

2023年度 県当初予算折衝のポイント(自民党議員会)

- 1 物価高克服・経済再生と地方創生の実現について**
長期化する円安や新型コロナウイルス感染症、ロシアのウクライナ侵襲等に伴う物価高騰の影響などの危機を突破し、疲弊している県民生活と本県経済を守り抜き、真の地方創生を実現していくための環境を整える必要がある。
- 2 持続可能な公共交通ネットワークの構築について**
人口減少、少子高齢化時代、コロナ禍において、地域を担う公共交通は経営面からみると危機的な状況にある。陸・海・空の総合的な交通・物流ネットワークの充実・強化はもちろんのこと、交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性や利便性・安全性の高い公共交通ネットワークの構築が必要である。
- 3 地域経済の活性化について**
円安の長期化や新型コロナウイルス感染症の流行、物価高騰など、昨今の経済・雇用情勢は県民生活に大きな影響を与えており、特に宿泊業や飲食業、交通事業者の経営状況は大変厳しいものとなっている。この危機を乗り越え、県内経済の活性化に向け、DXの推進による生産性の向上やベンチャー企業の育成支援等の取組みを強化する必要がある。
- 4 選ばれ続ける観光地「とやま」づくりについて**
北陸新幹線の敦賀開業・大阪延伸、ウィズコロナにおけるインバウンドの段階的な回復、DXの進展等を見据えながら、「選ばれ続ける観光地」の実現のため、県民をはじめ県内自治体、事業者等が一体となって、本県経済を支える観光の復興と観光需要の創出に向けた施策を戦略的に展開していく必要がある。
- 5 持続可能な農林水産業の推進と中山間地域の活性化について**
本県における農林水産業の振興、発展のため、ICTの活用等による柔軟な発想での生産基盤の整備や経営基盤の強化等を図り、みどりの食料システム戦略のもとでの持続可能な農林水産業として推進していくとともに、地域資源を最大限活用した中山間地域の活性化に資する取組みを強化していくことが極めて重要である。
- 6 子を産み育てやすい環境の推進について**
コロナ禍の影響により急速に加速している少子化をはじめ、児童虐待やいじめ、子どもの貧困、孤独・孤立など、未来を担う子ども・若者を取り巻く環境は、厳しい状況にある。「子どもまんなか」という考えの下、子どもの成育、成長過程の全体について政策を強化する必要がある。
- 7 医療福祉施策の推進について**
すべての県民が質の高い医療を受けることができ、かつ持続可能な医療提供体制を確保することが重要である。また、高齢者・障害者・子どもなどの社会的弱者への世代や属性をこえた包括的な福祉の充実等により、誰もが住み慣れた地域で支えあって生活できる共生社会を確立する必要がある。
- 8 安全・安心な県づくりの推進について**
近年、多様化・大規模化する自然災害や原子力災害、警察事案や国民保護事案等が次々と発生し、県民の生命と身体、財産を守り抜くことが求められている。このような危機管理事案の発生を鑑み、防災・国民保護などの事務をはじめとする危機管理を的確に行うための安全・安心な県づくりを推進する体制の充実・強化が求められている。
- 9 環境・エネルギー先端県づくりの推進について**
成長戦略や地球温暖化防止対策、県民の負担等を勘案し、バランスの取れた総合的なエネルギー政策を推進するとともに、SDGsも踏まえ、廃棄物・リサイクル対策の推進をはじめ、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入促進、新エネルギーの開発等、循環型社会の形成に向けて強力に取り組む必要がある。
- 10 富山県教育のあり方と、公正かつ個別最適化された学びの保障について**
今後の若い児童生徒数の減少を見据え、抜本的な学校再編など本県教育のあり方に向けて議論を急ぐ必要がある。また、不登校や特別な支援が必要な子どもたちが増えている中、多様な子どもたちに対し、公正かつ個別最適化された学びを保障する必要がある。
- 11 持続可能な行財政運営について**
打撃を受けている地域経済の活性化・雇用対策、防災・減災、国土強靱化対策、DXや脱炭素化の推進、人口減少対策など、増大する行政需要に的確に取り組むとともに、歳入の確保に努め、持続可能な行財政運営を確立する必要がある。



2022年5月 新富田田植式(宇川農産)



2022年7月 常任委員会視察(沖縄県)



2022年8月 石動中学校女子サッカー部全国大会優勝



2022年9月 献穀田拔穂祭(宇川農産)



2022年9月 新田知事と懇談



2022年10月 県総合防災訓練(クロスランドおやべ)



2022年11月 SCOPとやま(創業支援拠点)(富山市)



2022年11月 農業問題で知事へ要望



2022年12月 県政報告会特別講演 馳 石川県知事



2022年12月 県政報告会特別講演 新田富山県知事

しのおか県 プロフィール

1954年5月10日生まれ
福野高校、金沢大学卒業

富山県議会議員(4期目)

- 県監査委員
- 総合交通対策特別委員会 副委員長
- 県土整備農林水産常任委員会 委員
- 農業問題調査会 監事

富山県連 副幹事長
自民党小矢部市連 支部長
となみ野高校、津沢中学校教育後援会長
県ホッケー協会 会長

《略歴》
富山県議会
副議長、経営企画委員長、
農林水産局長、経済建設委員長
小矢部市議会議員(当選5回)、議長
いなば農業協同組合 代表理事組合長

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 篠岡 貞郎

整理番号	1857	事業概要*	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 · 02_研修費 · 03_広聴広報費 · 04_要請陳情等活動費 · 05_会議費 06_資料作成費 · 07_資料購入費 · 08_事務所費 · 09_事務費 · 10_人件費	
内容			
上記事業に要した経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	北日本新聞 購読料	3,380	2月分
	日本経済新聞 購読料	4,000	"
	日本農業新聞 購読料	2,623	"
	読売新聞 購読料	3,400	"
	富山新聞 購読料	3,380	"
	「しんぶん赤旗」日曜版	930	"
	北陸中日新聞	3,300	"
	聖教新聞 購読料	3,374	"
	《合計》*	24,387	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

05-02-27 新聞購読料 *7,380 読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞
 ↳ 読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞、読売新聞

05-02-21 農業新聞 *2,623

領収書 区域044 全戸0080 お問合せNo 07411

お名前 篠岡 貞郎 様
水島902

5年 2月分
銘 柄

部数	金額
1 読売新聞	3,400
2	
3	
合計	3,400円

領収日 年 7月 14日

取扱紙 読売新聞 報知新聞
読売センター小矢部 菅沼善久
〒932-0052 富山県小矢部市泉町5-3
TEL 0766(67)8215 FAX 0766(67)8216

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

收受 令和 5年 3月 1日
 決裁 令和 5年 3月 3日
 処理 令和 5年 3月 3日

領収証

23年 02月分 5年2月26日 No. 882302

お名前 筱岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額 3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 F 5887

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

集金担当



筱岡 貞郎 様

新聞・雑誌名 部数 金額

「しんぶん赤旗」日曜版 1 930

領収書

930円

2023年 2月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございます。

高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 呉西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

領収日

署名

新聞購読料 領収証

筱岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年 2月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。
 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)

領収証

篠岡貞郎 様

¥3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 5年2月分購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

年 月 日

北陸中日新聞 津沢専売所

山田 和夫

〒932-0123 小矢部市高木147
TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244



毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

販売店 山内 信人
 住所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-17697(378)-8



政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	1358	事業概要*	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容						
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	携帯電話料 1月利用分	2,737	5,474円 × 0.5 = 2,737円			
	ネット使用料 2月利用分	4,402	8,805円 × 0.5 = 4,402円			
	自動車リース料 2月分	36,080	72,160円 × 0.5 = 36,080円			
	プリンターインク	1,567	3,135円 × 0.5 = 1,567円			
	《合計》*	44,786				

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

05-02-27	口座振替	*6,860	SMFS(KDDIリョウキ)
05-02-27	口座振替	*8,805	HLC(タミエイワウシ)
05-02-27	口座振替	*72,160	NTT(NCS)

発行日:2023年02月02日

領収書

管理No. 1136-403-0002208

筱岡 貞郎 様

伝票No. 1136-403-109308

¥3,135 (内消費税 ¥285)

但しインク 代として。

支払内訳
カード

¥3,135 10%対象 ¥3,135(内消費税 ¥285)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

※印刷面を内側に折って保管願います。



3199125011 BC1350XLPGBK2P 351
キャノン 1:持帰 外10 01
¥2,850

テックランド小矢部店

収受 令和 5 年 3 月 / 日
決裁 令和 5 年 3 月 3 日
処理 令和 5 年 3 月 3 日

口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES

(2023年 2月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 2月27日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,860円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただくことがございます。

お知らせ INFORMATION

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 2月ご請求分 (1月利用分)

ご請求先氏名
篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を 2月27日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,860円
うち消費税等 TAX	517円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

33AKMA4N3X0202787#

料金後納郵便

親展 重要

932-0102

〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2

篠岡 貞郎 様



23AKMA4N3X0202787#



〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金日
「口座振替日」の前日までにお願いたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 2月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 1月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 2月27日

(差出人) KDDI株式会社 〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル

① 画面の↓部分からていねいにはがし、中をご覧ください。
② 雨や水などに濡れた場合は、完全に乾かしてからはがしてください。

料金内訳書

<凡例> 税込または免税料金等: 「*」、旧税率計算対象料金: 「#」、発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 2月 5日 KDDI株式会社

ご請求コード	0348103248	総合計	6,860円	ご利用年月	2023年 1月
--------	------------	-----	--------	-------	----------

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
● au 電話料金			● 合計
ご利用番号	5,474		● 合計
< 1月ご利用内訳 >	5,474		5,474円
▼ プラン利用料	4,480		お客様コード
auピタットプラン (カケホ/V)		3,980	ご利用月数は2023年 2月で27年 7ヶ月目です。
auピタットプラン (データ/V)		1,700	
2年契約		-1,500	データ利用量はOGB~1GBです。
LTE NET		300	
▼ オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼ 通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	195		
通話料		10,400	
SMS (Cメール) 送信料		195	
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額		-10,400	
▼ ユニバーサルサービス料	2		
▼ 消費税等 (10%)	497		10%消費税の課税対象額 4,977円
● auかんたん決済利用料			● 合計
ご利用番号			
▼ auかんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込		*	
auサービス借料/税込		*	
● 紙請求書発行等手数料			● 合計
▼ 紙請求書発行手数料			
▼ 消費税等 (10%)			10%消費税の課税対象額

郵便はがき



932-0102

富山県小矢部市水島902

筱岡 貞郎

様



I-001104-B-10

料金のご案内

親展

となみ衛星通信テレビ株式会社

〒939-1533 南砺市八塚568-2

TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601

(フリーダイヤル:0120-476-764)

(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からていねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2023年2月27日(月)

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2023年 2月 16日 発行)

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	8,805 円

お支払口座	金融機関名	[REDACTED]
	支店名	[REDACTED]
	口座種別・番号	[REDACTED] ***
	口座名義人	シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3,630	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28
ネット使用料(ベーシックセット)	3,960	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28
ケーブルプラス電話基本料	1,463	毎月払い	2023/01/01~2023/01/31
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2023/01/01~2023/01/31
国内通話料	113	毎月払い	2023/01/01~2023/01/31
トリプル割(TV+NET+TEL)	-363	毎月払い	2023/01/01~2023/01/31

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

後岡 貞郎

整理番号	1536	事業概要*	新聞購読料
使途項目	07_資料購入費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容			

上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
		北日本新聞 購読料	3,380
	日本経済新聞 購読料	4,000	" /
	日本農業新聞 購読料	2,623	" /
	読売新聞 購読料	3,400	" /
	富山新聞 購読料	3,380	" /
	「しんぶん赤旗」日曜版	930	" /
	北陸中日新聞	3,300	" /
	聖教新聞 購読料	3,374	" /
	《合計》*	24,387	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

05-03-27 新聞購読料 *7,380 + 2本紙(サンツカワ)
↳ 北日本 3,380円, 日経 4,000円

05-03-22 農業新聞 *2,623

領収証 後岡 貞郎 様

¥ 3,400

内訳
現金 1,700
小切手 1,700

消費税額等(%)

収入印紙

2023年 3月 14日 / 上記正に領収いたしました

読売新聞
中村 幸

收受 令和 5 年 4 月 6 日
決裁 令和 5 年 4 月 11 日
処理 令和 5 年 4 月 11 日

領収証

23年 03月分

5年 3月28日

No. 882302

お名前 篠岡 貞郎 様

ご住所 水島 902 223

繰越額

合計金額

3,380

銘柄	部数	金額
富山新聞※	1	3,380

上記金額正に領収致しました。
 8%税率対象合計 3,380
 10%税率対象合計 0
 富山新聞販売(株)

小矢部センター
 小矢部市小矢部町3-10
 TEL (0766) 67-5888
 FAX (0766) 53-5887

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領収書

篠岡 貞郎 様

新聞・雑誌名 部数 金額

930円

「しんぶん赤旗」日曜版 1 930

2023年 3月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございます。

高岡市内免2丁目7番13号
 日本共産党
 呉西地区委員会
 TEL 0766-23-3281

領収日

授書

集金担当

領収証

篠岡貞郎 様

3,300

※軽減税率対象新聞 8%対象¥3,300

但し 北陸中日新聞朝刊 5年 3月分 購読料(消費税込)

上記の金額正に受領しました

5年 3月 30日

北陸中日新聞 津沢専売所

山田 和夫

〒932-0123 小矢部市高木147

TEL (0766) 61-3244 FAX 61-3244

しんぶん赤旗

毎度ご愛読くださいます
誠にありがとうございます

新聞購読料 領収証

篠岡 貞郎 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年 3月分 領収日 月 日

領収金額 ¥3,374

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
郵送料	1,440	1ヶ月分	1,440

※は軽減税率対象品目です。
 (10%対象 1,440)
 (8%対象 1,934)

販売店 山内 信人
 住所 高岡市五福町7-16
 TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422



お申込No. 16015-17697(378)-7

政務活動費対象事業実績報告書

報告者 筱岡 貞郎

整理番号	1537	事業概要*	携帯電話料、ケーブルネット使用料、自動車リース料			
使途項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費
		06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
内容						
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考			
	携帯電話料 2月利用分	2,702	5,405円 × 0.5 = 2,702円			
	ネット使用料 3月利用分	4,416	8,832円 × 0.5 = 4,416円			
	自動車リース料 3月分	36,080	72,160円 × 0.5 = 36,080円			
	《合計》*	43,198				
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)						
<p>05-03-27 口座振替 *6,791 SMFS (KDDIリゾウキ)</p> <p>05-03-27 口座振替 *8,832 HLC (トリエイワ)</p> <p>05-03-27 口座振替 *72,160 NTT (NCS)</p>						

收受 令和 5 年 4 月 6 日
 決裁 令和 5 年 4 月 11 日
 処理 令和 5 年 4 月 11 日

料金後納郵便

親展 重要

932-0102
〒103-8341 東京都中央区本町2-9-2

篠岡 貞郎 様



33AKMA4N3X0202787#



〒103-8341 東京都中央区本町2-9-2 KDDIビル

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

ご指定口座へのご入金は
「口座振替日」の前日までお願いいたします



いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 3月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2023年 2月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 3月27日

料金内訳書

<凡例> 税込または免税料金等: 「*」、旧税率計算対象料金: 「#」

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金		●合計	5,405円
ご利用番号	5,405		お客様コード ご利用月数は2023年 3月で27年 8ヶ月目です。 データ利用量は0GB~1GBです。
< 2月ご利用内訳 >	5,405		
▼プラン利用料	4,480		
auピタットプラン (カケホ/V)		3,980	
auピタットプラン (データ/V)		1,700	
2年契約		-1,500	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	132		
通話料		9,200	
SMS (Cメール) 送信料		132	
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額		-9,200	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	491		10%消費税の課税対象額 4,914円
●auかんたん決済利用料		●合計	1,400円
ご利用番号			
▼auかんたん決済利用料			
auスマートパスプレミアム/税込			
auサービス情報料/税込			
●紙請求書発行手数料		●合計	100円
▼紙請求書発行手数料			
▼消費税等 (10%)			10%消費税の課税対象額 100円

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES

(2023年 3月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 3月27日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	6,791円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 3月ご請求分 (2月利用分)

ご請求先氏名
篠岡 貞郎 様

下記ご利用料金を 3月27日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告済
付につき新商
税務署承認済

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-8-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE	0348103248
領収金額 AMOUNT RECEIVED	6,791円
うち消費税等 TAX	511円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

発行年月日, DATE OF ISSUE 2023年 3月 5日 KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2-8-1 KDDIビル

45AKMA4N3X02027771#

郵便はがき



932-0102

富山県小矢部市水島902

笹岡 貞郎

様



1-001101-B-10

料金のご案内

親展

となみ衛星通信テレビ株式会社

〒939-1533 南砺市八塚568-2

TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601

(フリーダイヤル:0120-476-764)

(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からていねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させていただきますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】2023年3月27日(月)

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2023年 3月 16日 発行)

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	8,832 円
お支払口座	金融機関名 [REDACTED] 支店名 [REDACTED] 口座種別・番号 [REDACTED] *** 口座名義人 シノオカ テイロウ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示としております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(スタンダード)	3630	毎月払い	2023/03/01~2023/03/31
ネット利用料(ベーシックセット)	3960	毎月払い	2023/03/01~2023/03/31
ケーブルプラス電話基本料	1463	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28
ユニバーサルサービス料	2	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28
国内通話料	140	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28
トリプル割(TV+NET+TEL)	-363	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28